

第七十五回国会 農林水産委員会 議 録 第十三号

昭和五十年三月十三日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 澁谷 直藏君

理事 空岡 喬君

理事 中川 一郎君

理事 渡辺美智雄君

理事 芳賀 貢君

理事 足立 篤郎君

理事 今井 勇君

理事 片岡 清一君

理事 熊谷 義雄君

理事 中尾 栄一君

理事 増岡 博之君

理事 森下 元晴君

理事 角屋堅次郎君

理事 高田 琢郎君

理事 野坂 浩賢君

理事 美濃 政市君

理事 瀬野栄次郎君

理事 稻富 稔人君

出席國務大臣

農林大臣 安倍晋太郎君

國務大臣 金丸 信君

(国土庁長官)

出席政府委員

大藏政務次官 森 美秀君

農林政務次官 江藤 隆美君

農林大臣官房長 大河原太一郎君

農林省構造改善局長 大山 一生君

農林省畜産局長 澤邊 守君

通商産業省貿易局長 岸田 文武君

自治政務次官 左藤 惠君

理事 坂村 吉正君

理事 藤本 孝雄君

理事 井上 泉君

理事 津川 武一君

理事 伊東 正義君

理事 上田 茂行君

理事 吉川 久衛君

理事 佐々木秀世君

理事 本名 武君

理事 水野 清君

理事 綿貫 民輔君

理事 柴田 健治君

理事 竹内 猛君

理事 馬場 昇君

理事 諫山 博君

理事 林 孝矩君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 藤井 裕久君

自治省財政局指導課長 関根 則之君

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

三月十三日

辞任

愛野興一郎君

金子 岩三君

島田 安夫君

染谷 誠君

同日

辞任

増岡 博之君

水野 清君

森下 元晴君

綿貫 民輔君

補欠選任

島田 安夫君

染谷 誠君

金子 岩三君

愛野興一郎君

三月十三日

山村振興法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外十二名提出、衆法第一一七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

山村振興法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外十二名提出、衆法第一一七号)

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案起草の件

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出、第七十二回国会開法第八四号)

○澁谷委員長 これより会議を開きます。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田(塚)委員 今回、七十二通常国会から引き継ぎになっております農振法の関係について若干の質問をいたしたいと思います。

大臣がお見えでないようございますので、政務次官並びに局長にお答えをいただいで、あと大臣にどうしても質問しなくてはならぬ部分もございまして、その部分は残させていただきますかと思っております。

まず、政務次官、この法案の趣旨について私も承ったのでありますが、従来、この農業振興地域というものの取り上げ方については、末端にはかなり浸透はしてきておりますものの、農業振興地域というものは一体何なんだという点が必ずしも農家の個々によく理解されているとは言えない部分があるようでありまして、したがって、農用地あるいは農振地域以外の山林とかそのほかの原野とかかというものの取り扱いについても、現地ではやや混乱しているような感がありまして、私ども農振法なるものの説明をするときになかなか明確に説明し切れない部分も実はあります。

そういう点、政務次官からでなくとも、担当の局長で結構ですが、局長、今回この法案を提案するに至るまでの間において、農業振興地域なるものは一体どういうふうな区分になっていて、現地ではどういふ状態での振興地域の取り扱いがなされているのか。これは概念的で結構ですが、当初

にその点を明確にしていたかと思ひます。

○大山政府委員 農振法が十四年にできまして、自來農振法に基づきます農業振興計画を樹立してきたわけでありまして、それで、二月二十日現在で、三千八地区につきまして農振計画ができ上がっているわけでございます。

農振法の目的といたしますところは、農業振興というものを長期にわたって図るべき地域というものをお明らかにいたしまして、その中の土地の農業上の計画的といえますか、効率的といえますか、利用を確保する、こういう目的でございます。

わけでございます。そういう計画でおおむね全国に網をかぶせましたので、昨年に、農振地域の今後のあり方といえますか、国の農業投資のあり方といえますか、それを明確にする意味におきまして、いわゆるメリット通達というものを出したわけでございます。土地改良でありますとか、そういう基盤整備事業あるいは農業の近代化に関する事業、あるいは農地保有の合理化に関する事業などは農振地域の中の農用地区域に原則として集中する、そして加工流通施設のようなものあるいは農村の環境整備といったようなものにつきましては農振地域に集中することになりました。

これは農用地区域内において実施する、土地改良事業として新規に採択する際に、もろもろが農振白地にある場合においては、これを農用地区域に入れてからでなければ施行しない、こういうふうなことで現在対処しているようなわけでございます。

農振法というものが、当初、領土宣言と申しますか、そういう趣旨で出てまいりまして、いま全国にその網をかぶせました。いま、そのかぶせたところの農用地を中心といたしまして、今後の施策の集中的な投資を……

〔発言するも者多し〕

○滋谷委員 御静粛に願います。

○大山政府委員 その中で、その中に農用地区域内におきます土地の計画的な高度利用というものを図ってまいり、また、担い手の育成を図ってまいりたい、こういうふうな考えでいるわけでございます。

○島田(塚)委員 ところで、いま局長からお話がありましたが、この農振法なるものは多分に領土宣言的な意味合いを強めて当初出発をしたというふうなお話してございましたし、また、事実そういう考え方に立って現地の指定なども行われてきたようでありまして、日本の食糧状態を考へますときに、もはや、現在あります約五百八十万ヘクタールと言われております耕地ですね、農地、これだけで今日の国内の食糧の自給率を決定的高めていくにはきわめて問題があるという点が幾度も指摘をされておりました。ところが、今回出されました農振法は、この内部の整備をすること、それから宣言法からもう一歩前進して、具体的な具体法としてこれを取り上げていく、こういう考え方がありのようでありまして、そういう姿勢については私は非常に評価をしております。

ただし、前段に申し上げましたとおり、耕地面積が決定的に不足しているという実態を考へますときに、相当大幅な開発というものを新たに起こしていくという姿勢がないといけないんじゃないか。少なくとも六百五十万ヘクタールぐらいまで持ち上げていくぐらいの気構えがないといけないわけですが、そういう耕地の拡大、開発というふうな面については、この農振法の中で具体的に考へておる方針というふうなものがあり得るようか。あるとすれば、お示しをいただきたいと思うのです。

○大山政府委員 現在農用地区域に入っております農地面積といえますか、全国をおおむね網をかぶせました現段階におきまして、農用地区域内にある田畑、あるいは将来田畑、樹園地にすべく入

っております山林原野、こういう面積、つまり用途区分別に見てまいりますと、四百六十七万ヘクタールが農地として入っているわけでございます。

ところで、現在、農政審議会におきまして、六十年におきます生産と需要の見直しというものを御審議いただいているわけでございますが、その案によりまして、今後の転用という問題について、経済成長率が5%程度——これは今後の決定を待つわけでございますけれども、相当大幅に下がっていくというのを前提といたしまして、過去の実績等から仮に趨勢値を出してみますと、農地の転用面積というものが減つてまいり、そういうこともございまして、それを踏まえながらも、六十年の生産目標に必要な農地といたしましては五百八十五万ヘクタールを必要とする。こういうふうなことになるというふうな現在農政審議会でも御審議いただいているわけでございますが、その試案ではそういうお考えでございます。

そこで、五百八十五万というのに対して、農用地区域内の、今後農用地として長期にわたって確保すべき用途区分におきます農地面積というものが四百六十七万、大体の水準には達しているというふうな考えをしております。農用地区域を中心といたしまして、そして生産と需要の見直しに合うようにしてまいりたい、こういうふうな考えをしております。

そういう五百八十五万という生産目標を達成いたしますためには、先ほど申し上げましたような壊滅の趨勢というものを仮にはじくいたしまして、六十年までにはやはり八十六万ヘクタールの農用地の開発が必要であるというふうな考へているわけでございます。五十七年までの土地改良長期計画では七十万ヘクタールの農用地の造成というのを考へていたわけでございますが、そして、土地改良長期計画に基づく基礎整備事業をそういう角度で行っているわけでございますけれども、六十年におきましては、その延長線上にある八十六万ヘクタールの農用地の積極的な

開発を行ってまいりたい、こういうふうな考へるわけでございます。

なお、それとあわせまして、現在一つの問題点にあっておきます耕作放棄地の有効利用ということも当然あわせ考へなければ、六十年の必要目標といえますか、生産目標に必要な面積を有効に利用するということになりませんので、それらの耕作放棄地等を中心といたします農地の高度利用といふこともあわせ図らねばならぬというふうな考へていくわけでございます。

今後の農振法の改正におきまして、開発規制の規定を入れ、あるいは利用増進事業なり、あるいは特定利用権の設定ということをお願いしております。越前もまたそういうところにあるわけでございます。

○島田(塚)委員 六十年目標で八十六万ヘクタールの開発計画をこれから進めていかなければならぬ、また、内部的には未利用地の有効利用というふうな方向を進めていかなければならないというお話しであります。すなわち、八十六万ヘクタールという新たな開発計画をどの地域で主としておやりになるのか。その点はいかがですか。

○大山政府委員 四十四年に土地改良の長期計画を立てるために調査をいたしたわけでございます。自然条件にさらに経済条件をあわせまして、今後開発をさるべき土地はどのくらいあるかという問題を詰めたわけでございますけれども、その結果といたしまして出てまいりましたのが百五十万ヘクタールでございます。その百五十万ヘクタールというものを今後どう開発していくかといふことは、今後の開発の方向として最も必要なものは草場であり、さらに畑であるというふうな考へていくわけでございます。

そこで、昨年の国会で成立させていただきました農用地開発公社によりまして草場の造成という問題も含みます、これらの開発をいたしてまいりたいというふうな考へるわけでございますが、開発適地ということになりますと、当然北海道であ

り、東北であり、九州である。こういうところが中心になってまいろうというふうな考へるわけでございます。

○島田(塚)委員 北海道、九州あたりが中心になって開発されていくという方針のようでありまして、過般、昭和五十年一月一日の元旦号の地元紙「道新」に、北海道農業会議が百万ヘクタールの開発可能ということを出しました。私も北海道の第三期総合開発計画に対しても多少いちゃもんをつけてきた経過から言えれば、まさに、北海道の農用地開発というものは日本の食糧政策の最も戦略的なものである。そういう観点に立てば、北海道農業会議が出した意見なるものは非常に貴重なものだと私は踏まえておるのです。ただし、北海道といえども、開発にはこれから非常に金がかかる。簡単に開発できるところはもうほとんど開発し尽くされているのが現状でありまして、これはなかなか金がかかるのであり、政府の相当の決意が必要だと思っております。ですから、北海道農業会議が出した百万ヘクタールの新たな北海道地域における開発というものが達成すれば、いま局長がおっしゃっているように、九州やそのほかのところを含めればもっと開発ができるということになるのです。

ですから、八十六万ヘクタールが少な過ぎるか多過ぎるかという議論は別にしまして、姿勢として、やはり相当の気構えがないとこれは開発ができないという実態にいまあるのですが、それについては、政務次官の腹構えのほどをと言えれば一通りのお話しになるんでしようけれども、そこではなくて、北海道からこういう重要な提言が行われているんだが、この点は一体農林省としてはどういうふうな踏まえていらっしゃるか、そこをひとつお聞きしたいと思っております。

○江藤政府委員 北海道の御提案は傾聴すべきものであると私は思っています。ただ、先ほど局長が申し上げましたように、これから八十六万ヘクタールを開発していく、造成していくということは

大変なことでありまして、それにはそれ相応の財源の確保ということが第一番になりますけれども、それには並行して綿密な計画が必要になってくるのはもちろん当然のことです。

百万歩がいかどうかということについては、私もこれは一つの提言として厳に検討する必要があります。ただ、先生も御存じのように、北海道は、たとえば牧草地にしますというのと、せつかくつくりまして二、三年でその機能を全く半減するか、あるいはそれ以下にしてしまふような特殊地帯でもあります。それならば、開発可能地域がそのまま将来農耕に供せられ、収益を確保するに値するものであるかということになると、これは西南暖地と違いますが、農林省としてもいささか検討すべき余地があると思えますけれども、いずれにしても将来の食糧政策を推進していく上には、多くの墾地が出ることを考えながらも、それ以上のものを確保していくということ、これが農林省としての大原則でなければなりませんし、全国的な調査をしながら、同時に計画を逐一立てて、そして財源を裏づけして事業の推進を図る、これには私も相当の決意を持っておりまして、これが果たせなかつたらば日本の将来の農業というものは本当に伸ばしていくことはできない、それぐらいに実は考えておるわけでありまして。

○島田(塚)委員 いまの政務次官のお話して北海道の開発に対しての気構えのほどは私はわかったのであります、ただ、おっしゃる通りに、そして先ほど私が触れましたように、これからの開発地は確かに非常にお金がかかります。お金がかかるのと同時に、そこに入る農家の能力が問題である。能力と言いましても、仕事の上の能力ではなくて、余り大きな借金を背負って入るということになりますと、先行きが非常に心配なわけですね。それは現に、根釧原野のあの開発につきましても、一戸当たりすでに相当のお金になってしまつた。ですから、いまの計画に沿ってあそこに入植をしたとしても、二、三年たつたらばててしま

う。せつかく意気込んで入つたけれども、意気込ただけではやり切れなくなつて、償還の計画もうまくいかないというふうなことが出てまいりますと、これはまさに私をつくつて魂を入れないような結果になってしまうということを私は非常に憂えておるんです。

ですから、根釧原野の計画についても、一面ではいろいろな意見があそこにもあります。たとえば、そこだけに大きなお金を突っ込んで一般農家に対する施策はどうしたんだというふうな意見も私も率直に承つておるわけです。しかし、それは言つても、これからの開発というものは、いま政務次官もおっしゃるようになかなかお金のかかることだし、また、そのことが経営者に対しても非常に大きな重荷になるということも覚悟しなければなりません。それは、全国的なことを言えば、何といつても大事な食糧の自給度を高めたいといふ大きな役割を果たしていくことにもなるわけですから、そこを何とか政策上、入る農家に余り大きな負担をかけないでいくような方向を一面はとつてもらわなければならぬと思うのです。

ですから、これからの開発に当たつて、その点についてどこまで国の責任が示されるかということもこの事業推進の一つの大きなかぎになると私は思うのですが、そういう構想などについてはいかがですか。

○大山政府委員 根釧原野といいますが、農用地開発公団がしょっぱな事業として本格的に取組んでおるのが根室でございます。そこで、本年度の予算におきましても、全体としては基盤整備一〇三・四の伸びの中におきまして、公団事業につきましては八十三億の事業費を予定いたしました。そして、その中で、たしか根室は四十三億だつたと思つておる。本年度中に一部入植者を入れ得るところまで持っていきたいというふうなところで現在進めておるわけでございます。

けでございます。そういうこともございまして、補助率につきましては、これはほかにない補助率を使つておるわけでございます。さらに、農用地開発公団の行います大規模開発におきましては、上物と申しますか、それまで一括して建て、その資金についても、ものにもよりますけれども、国費を投入いたしました。そしてその資金源としての必要額は財投という比較的有利の金を借りるといふようなことでも、そして、また、償還条件も財投金利ということにベースにする、こういうことで極力農民負担の軽減に努めておるような次第でございます。

現在、われわれといたしましては、あそこできます草地进行を前提といたしまして五十頭規模の経営を行うならば、あそこで増産されます経済効果というものと見合つてペイするであろう、こういうふうな予定を組んでおるわけでございます。しかし、その前提といたしましては、価格支持政策というふうな問題が当然前提になってくると思つておる。

価格政策につきましては、農林省といたしましては、他の農産物それぞれの事情によりまして算入の方式は異なるにいたしまして、ともかくにも価格支持というふうなところで、農産物が均衡ある価格支持のもとでそれぞれの経営が行われるようにしなければならぬということももちろん前提でございます。

○島田(塚)委員 根釧原野の計画については、昨年私には大山局長といふいろいろな具体的な細かな問

題まで触れて質疑をしたことがあるのですが、一つ、非常に私が心配をしておりますのは、昨年もそうでありましたが、ことしの予算の中でも見られますように、農林省の大変な意気込みはわかるのですけれども、いつも大蔵省に行つて予算を削られちゃう。先ほど政務次官も大変悲壮な決意を持って臨まれるということをおっしゃつておられる。私はその辺は十分理解はするのですけれども、予算の問題になってくるといつもはね返されてしまつて、ことしも二十一戸の入植が危ぶまれているといふようなことになりそうなんです。現地ではもう順番を決めて、そこへ向けて経営をやるやうな意欲も持つてすべての準備を進めておられるやうに予算を削られちゃう、何人かが落とされちゃう。こういうことになりまして、せつかく計画を持って進めていくとしても現地が混乱してしまふ。それは大蔵省の窓口がたいことも私はよくわかつておるのですけれども、これは食糧政策にかかわる重大な問題ですから、何が何でもこれを優先させるといふ姿勢で日ごろ大蔵省の説得に当たられるべきだと私は思つておる。

その点について若干の不満をことしの予算の中で私は持つておるのですけれども、この見直しは暗いのですか。

○大山政府委員 農用地開発公団事業をふやしますためには、何としても基盤整備全体の予算という問題との関連があるわけでございます。基盤整備の予算というものにつきましては、公共事業全体のうちの総需要抑制という問題があるわけでございます。したがつて、われわれといたしましては、本年度の前年対比一〇三・四の伸びというものは決して満足しているわけではございません。ただ、一つ言わせていただきますならば、一般公共事業の中に占めます基盤整備のシェアと申しますか、これの過去からの傾向を見てまいりますと、かつて四十四年当時一四・三のシェアを占めておりました。その後逐年〇・一ポイントとか、〇・二ポイントとか、〇・三ポイントという

ようなかっこうで低落してまいりまして、四十九年には一三%まで落ち込んだわけでございます。それに対して五十年が一三・五%、つまり、過去の下げ基調というものを下げどまった、いわば逆にかま首を持ち上げ出したという点はひとつ御了解いただきたいと思うわけでございます。これは、基盤整備という問題、またその背景にございませぬという問題に對します国民全体のコンセンサスが変わってきたということももちろんございませぬし、認識が變わってきたということもございませぬけれども、五十年代はそういう意味において一般公共の中でシェアが逆にまた上回るといいますか、齒どめをかけたという点は、今後基盤整備というものにつきましてこれをふやし得る基礎ができたというふうに理解するわけでございませぬ。われわれといたしましては、将来の見通しが暗いか明るいかにしては、何と申しますか、上向いてくるようになった五十年というものを契機といたしまして、何が何でもふやしてまいらねばならぬというふうに考えるわけでございませぬ。

もちろん、ふやすに当たりましてはいろいろと手法も考えねばならぬと思ひます。単に国費だけでやっていくのがいいのか、あるいは他の方法も使いながらやっていた方がいいのか、こういうふうな手法の問題があると思ひます。公団事業というのもそういう意味の一つの手法だと思ひますけれども、いづれにいたしまして、一つ下げどまったというところを御評価いただきたい、これを起点といたしまして反攻に転じたい、こういうふうな考え、また、将来の見通しについては、明るいとか暗いではなくて、何と申しますか、方向に努力したいと思つておるわけでございませぬ。

○島田(琢)委員 その決意のほどはよくわかつたわけですが、私がお尋ねしたのは、ことしの根室中部の計画で二十一戸の予定がいまあるのだけれども、それはその計画どおりに進んでいく見通しですかということをお尋ねしたのです。

○大山政府委員 先生の言われますのは、当初の農林省要求ベースの際の予定した戸数でございませぬ。確かに、われわれが現在のところ決定いたしました予算におきましては、仮にこれが全部入植だけを相手といたすということになりますれば相当の戸数ということになりますけれども、やはり、あそこで増反する方も考えねばならぬというところで、入植につきましては、ことしの予算で、本年度中に八戸ないし十二戸は入植させ得るであろうというふうに考え、また、そういうふうにはせひしたいというふうに考えるわけでございませぬ。

なお、来年度以降につきましては、ひとつ計画的に戸数が確保できるように公団事業を進めてまいりたいと思つておるわけでございませぬ。

○島田(琢)委員 農林省の当初計画案であるから必ずしもそのとおりいかない場合もあるという御説明でございませぬ、しかし、現地は二十一戸入植と思ひ込んでおられるのです。農林省の姿勢を信頼してございませぬ。だから、二十一戸入植とばかり思つていたら、いま言ったように八戸か十二戸になつてしまったら、残された人たちは、何だ、農林省の計画はいつもこんなことなのかというところで挫折してしまひます。正直言つて、一年待てということは大変なんです。もう本当に前がきつて張り切つておられる人たちが残されていくわけですから、当初における計画の中で、農林省の計画としては二十一戸何とかがねばならない、その場合まさか八戸か十戸にしかならぬとも言えないんでしようけれども、かなり確率の高い説明をしておきませぬと現地の混乱が生じてしまふので、この辺はこれからの行政上の指導の問題として十分御配慮をいただかなければならぬと私は思つておる。私にも問い合わせがあつて、二十一戸大丈夫なのかと言つたら、いや、ことしの予算で見ると、二十一戸全部はどうも入れぬぞというところを言つたら、何だ、そんな話なら最初

の約束と違ふじゃないかということでも、今後

は見通しをはつきり立てられて、かなり正確な数字でその目標を現地に明らかにされる必要があると、私は思つておる。

ところで、委員長、私はどれくらい時間が与えられるんでしようか。それによつて質問がかわりますので……

○滋谷委員長 まだ十分ございませぬから、大丈夫です。どうぞゆつくりやつて下さい。

○島田(琢)委員 それで、食糧問題をお聞きしようと思つたのですが、政務次官のほかに政府側からはどなたがお見えでしょうか。——それは、お見えになるまで別な話をしようと思つておりましたが、よろしいでしょうか。——わかりました。

これからの計画の中で、先ほどもちよつと局長のお話しの中にもあつたんですが、北海道におきまして北海道農業会議の提案でありませぬ新たな百万ヘクタールの開発が可能だという提言の一つの軸にして申し上げてまいります。その大宗をなすものは草地だと思つておる。これからの開発可能地と言はれるところは草地が主体になるだろうと思つておる。そこはまさか水田にもなりませぬし、高度な特用作物をつくるというふうなわけにもまいらぬでしよう。そういういたしますと、その主たる目的はやはり草地だということになると思つておる。

ただ、先ほど政務次官から、開発された土地を有効利用ということになると、たとえば牧草を例にとつてみても、二、三年すれば収量が何割か減つていってしまうというふうな地帯が多い、それだけに、そういう開発をした土地が長期的に有効に利用されるという方向を検討しなければならぬというお話でしたが、これはごもつともな御意見であります。そういう点をきちつと踏まえておきませぬと、北海道の開発もただ外延的に広げてだけいけばいいということにはならない。これは非常にポイントになると私は思つておる。これは、草地開発を進めていく場合に、従来の開発方式の

中では私は指摘してまいりましたのでありますけれども、ブルドーザーでどういふ傾斜地をどんどんいけぬといふことで、これはいまさら私が申し上げるまでもなく、現地もそういう方式に変わつてきているようでありませぬけれども、もう一つは、採草地というよりも放牧地として使う場合のある程度の傾斜度の問題なんかも頭に置いておかなければならぬ点があると思つておる。

そういう点を考えてまいりますと非常に限定されてしまふわけですが、ただ、いまあそこの百万ヘクタールが開発可能地だと言ひましても、そのうち大半が湿地帯であるとか、あるいはまた傾斜度の強い脆弱な地帯であるとかいうことになつていくだろうと私は思つておる。そうしますと、北海道の牧草地をふやしていくという立場に立つて考えていくならば、開発の方式というものについても相当技術的に研究し直さなければならぬ部分があるように思つておる。そういう点は農地開発公団の実際の仕事の中で運用されておるんでしようけれども、せつかくつくつた土地が二、三年もしたら、肥料の効いておるうちに何かとこのところは牧草は伸びるけれども、後は、政務次官もおっしゃるように二、三年したら牧草の収量がうんと減つてしまふということは起り得ると私は思つておる。ですから、その点を踏まえて、開発する場合に基盤整備の計画というものがある一つ別に出てこなければならぬと思つておる。たとえ傾斜地における心土をどういふふうな破砕していくのかとか、暗渠の入れ方にかつても、そういう技術的にも非常に必要になつてくると思つておる。そういう研究がおるそかになつておるというところを私は申し上げておるんであります。そういうことを踏まえておきませぬと、現場で見ても、そういう開発のやり方というものを現場で見ても、ここで議論したり、政府側がいろいろ説明をされておるおっしゃり方と非常に違つたやり方が現場でしばしば行われておる。私どもが現地へ入つていきま

と、どうもああいう開墾のやり方じゃ困るとか、あるいはまた道路のつけ方にしても、おれはこういうふうな道路をつけてもらいたかったんだがなかなかその意見も入れられないとか、そういうような苦情がいっぱい出てくるんです。

ですから、そういう点を考えますと、これから開墾は、現地の、特にその土地を利用していく農民の意思というものを、すなわち地元のコンセンサスを得るためには非常に技術の部分にまでわたってよくお話し合いをしなければいけないんじゃないかという感じが私は一つあるんです。

これは先般のある地域の例でありますけれども——これは国の開墾ではありませんで、道が道単でやっている事業なんですけれども、たとえば実働三時間ぐらいしかしていないのに大変な請求書が来てびっくりしちゃった、一反歩に割ったら大変な高いものだし、ましてや時間で割ると一時間当たり大変な金額になっちゃう、これは一体国の方針としてもそういうふうな積算根拠を進めているんでしょかという端的な質問をされましたら、私もちょっと困っちゃったんですよ。それで現地を見ましたら、確かに、いま機械が高度化されておりますから必ずしも粗雑なやり方だとは私は思っていないんですけれども、ただ、現地の人は、えらい短時間で仕上げたが、仕上げたけれど単価を見ると物すごく高い、これじゃ何ぼ開墾をして、うちの山の上に適地があるから開いてもらおうと思っても、結局最後は大変な負担を農家のわれわれがしなきゃならぬことになるだろう、恐ろしくてここを開墾してくれというふうな要求はとて出せない、と言っているんです。

こういう点についても少し現地の細かい調査が要るんじゃないですか。地形的な問題等も含め、あるいは開墾の技術上の問題も含め、あるいは道路一本つくる問題にしても、そういう点をよく現地で話し合いをして理解の上に立ってやらないと、つくってしまったからそんなはずじゃなかつたということになっては、せっかく前向きに開墾をやろうと思っても現地のそういう問題に突き当た

たつて、これから八十六万ヘクタールの開墾なんというものはなかなか進んでいかぬのではないかという気も私はするんですが、こういう点については、局長、いかがですか。

○大山政府委員 農用地開墾の手法の問題につきまして、われわれといたしましては十分反省すべき点があるというふうには実は考えているわけでございます。

農用地開墾公団の行います事業地域、これの現地を見てまいりまして、いままでの農用地開墾公団が受託事業として行っていたような、いわば表土を全部はぎ取っちゃって、とにかくフラットにすればいいんだというのではかえってまずいのではないか、むしろ修正山なりの方向というものが十分取り入れて、また表土はこれを極力温存するということがどうしても必要ではないか、そのためには、従前のようなブルでひっつき回すという方法だけではまずいのではないだろうか、と、こういうような反省に立ちまして、公団におきまして、修正山なりの仕方、そしてなるべく表土を温存する方法、これを現在現地に入っているいろと検討しているわけでございます。

それと、根室の方になりますと、湿地帯といえますか、そういう問題がございますので、どうしても暗渠の問題が出てくると思います。暗渠の問題につきましても、従前のように何条かに、ただ横ばいにははわせるだけでいいのかという問題もありませんし、あるいはむしろ、何といえますか、テクニカルチームがちょっとよく思い出しませんが、交差させるというふうな事例も非常にございまして、地方、地方によってなかなか一律にはいかぬと思えますけれども、排水等についても、従前のような単なる弾丸暗渠を入れるだけでなくて、何か別の手法も考えねばいかぬだろうと、こういうふうな思っております。ともな

に、いわば、暗渠よりはむしろ明渠でいった方が安い場合もあると思えます。そして、結果としてはかえってプラスになる場合もあると思えますの

で、単にどこかもしも暗渠ということではなくて、明渠で済むものは明渠で済ませるといふようなかっとうでコストも安くしなければならぬだろうというふうな思っております。

それから、道路のお話しができましたけれども、確かに、積雪の激しい北海道等におきましてはその点も考慮した道路が必要だろう、そして、牛乳の集荷というものは毎日行われる問題でもござい

すので、常に利用できるような、しかもそのために非常に多くの費用を要しないで済むような方法というものも工夫しなければならぬだろう、こういうふうな考えるわけでございます。いずれにいたしましても、画一的なやり方ではなくて、現地の事情に合わせ、なおかつ、先ほど申しましたようななるべくフラットにすればいいというふうなことでなくて、現地の地形をそのまま生かしたかっとうで進めてまいりたいというふうな考えるわけでございます。

なお、百五十万ヘクタールという開墾適地がある。こういうことの際の自然的条件といたしましては、一般の開拓地は傾斜三十度ということでございます。草地在る場合には二

十五度以内ということで調査いたしました結果がトータルにおいて百五十万ヘクタールということでございます。

○島田委員 ところで、食糧政策の問題に触れていきたく思うのですが、すでに幾人かの委員から、先般出されました「農産物の需要と生産の長期見通し」の政府原案に對しましての質疑がなされていくようでありまして、この計画によりまして、六十年には、先ほども局長がお話しをされておりましたが、これは二毛作が入るわけですが、六百六十八万四千ヘクタールの延べ面積の耕作地を確保したいということと、そういう中で作目別に見てまいりますと、現在おとりになってる政策等を考えてまいりますと、ちょっと首をかしげるようなところもあるのです。たとえば大豆ですけれども、現在八万九千ヘクタールあるわけですが、六十年には二十万二千ヘクタールに伸ば

していきたくという計画であります。さらに、また、北海道のてん菜、これを七万七千ヘクタールに伸ばしたい。現在は御承知のとおり四万七千ヘクタールまで落ち込んでおります。それから野菜ですけれども、野菜につきましては、面積的には大したことはないようではあります、これも従来

の六十三万ヘクタールから六十六万六千ヘクタールに伸ばしていきたくという計画であります。それから、飼料作物に至っては、約七十万ヘクタールをふやしていきたいという計画をこの中で示しているわけでありまして、計画ですから、私は結構えのほどをここで云々するわけはございません。ただ、実質的にこれをこのように伸ばしていくという手だてが必要だと思っております。大豆の問題に触れますと、だからことしはまた大豆の増産対策をやったんだということにおそらくなると思うのですが、現実にはなかなか言うべくして

おぼつかしい。北海道は自分自身で農業経営をやっております。従来から主張しているといえますか、考えておりますのは、幾ら北海道といえども、単に選択的拡大という題目の中だけでは処理できない。何となれば、農業経営者にとって一番大事なローテーションという問題をなおざりにしてこの経営を考へるわけにはまいらない。これは先般も土地の不健康状態という問題を指摘されて、井上泉委員が端的に、堆肥の問題あるいはそれに伴う炭酸カルシウムの補給の問題などについてお触れになりました。そういう点もありません。しかし、現実には、今日の農業に對する現地の取り組みというものはなかなかさう簡単にまいらない事情が実はいっぱい生じているわけなんです。

それで、いま申し上げましたローテーションを大きく崩すような経営では長期的に見た場合に長続きしない。二年や三年は確かにやれるんですけども、土地の地力の維持というものを忘れた農業経営というものは邪道でありますし、私は絶対

いかぬと思っております。そういう組み合わせを考えてまい

りますと、現在北海道で起こっておりまます問題は、小麦の増産対策、大豆の増産対策、そして牧草も含めた生産増強対策を進めていこうとするところにかたしわ寄せがいく。たとえば端的にあらわれましたの、ビートの価格の問題等の端的な問題から発生した点もありますけれども、北海道でせつかく六万二千ヘクタールまで伸びたビートが四万七千ヘクタールに一年間で大きく落ち込んでしまつた。これは一側面から言えば、そういうローテーションの問題も非常に大きな要素として中身にあると思うのです。そういたしますと、単に北海道のビートを七万七千ヘクタールにするんだと言つたつて、その辺を忘れていきまますとその実現が不可能になるということになりますね。その壁におち当たります。ですから、北海道は全体的に見てどういふローテーション、いわゆる輪作体系が必要かという点がきちつと踏まえられていないといかぬわけですね。そこを十分踏まえた上でこういう計画をお立てになつたのか。最低でも五百八十五万ヘクタールというものはぜひ確保したいどころじゃない。私がさつき申し上げたように、六百万ヘクタールくらいにしなければ日本の食糧政策は確立したとは言えないのではないでしょう。それでも足りないくらいでしょう。私はそういうことを申し上げました。六百万ヘクタール確保されれば、延べ面積において約七百万ヘクタールくらいに作付できる面積というのは伸びるでしょう。しかし、いま申し上げましたような点がきちつと整理されないで、単なる計画だけが先行されていったのでは、現地はいつかはついていけないという事態に迫られますね。そういう点はいかがでしょうか。この計画をおつくりになつたのは大河原官房長の手元でしょうか。その考え方をひとつお聞かせ願ひたいと思つたのです。

○大河原(大)政府委員 お答え申し上げます。ただいま、長期見通しに關連いたしました、大豆、てん菜等につきましては作付の見込みについて、これを実現するための諸条件について、現実的な検討をした上で計画を作成したかどうかという御指摘があつたわけですが、お話しのとおり、特に北海道の例を挙げていろいろ御指摘がございましてけれども、まず、作目別には、それぞれの省力化技術の導入とかあるいは価格政策の配慮とかというものを通じまして、その期待する生産目標を達成したいということとございまして、特に具体的な御指摘がございまして、事実、現に、パレイシヨにおける各種の病害虫の発生とか、あるいはお話しがございまして、作付面積の頭打ちとかいふような関連から、北海道におきましては、牧草地、てん菜、パレイシヨ、麦を含めました五年三作とか、四年三作とか二作とか、それぞれの合理的な輪作体系を想定いたしまして、この計画を実現しなければならぬといふふうな考えをしております。これについてはまさに個々の農家の営農にもかかわることでございますので、この計画の実施につきましては道庁とも十分打ち合わせまして、具体的な輪作のモデルを早急に作成してこの実現を図りたいということとございまして、先生のお話しの地方の問題といふふうな問題も当然配慮しなければならぬといふふうな考えをしております。

○島田(塚)委員 いまの日本の食糧状態といふものは、いまさら申し上げるまでもないわけですが、実は主要な農産品の需要の展望といふものがこの中に示されておりますね。それによりまして、今後の人口の伸び状態、いわゆる人口動態を踏まえて、一人当たりの消費量といふものについてもここに示れているわけでありまして。そこで、国際的な食糧供給の動向から見て、日本の食糧の需要量についてはこれからの問題点が幾つか出てくると私は思つたのです。その一つは、このまたたん白質食糧の増加を望むことができるといふ点について私は非常に多くの疑念を持っています。それは、御承知のように、七十万ヘクタールの牧草地をふやすといふことは計画としてあつたとしても、その大宗は鶏まで含めて、濃厚飼料依存型の畜産経営が多いわけですね。その濃厚飼料の原料なるものは、大宗はほと

んど外国に依存せざるを得ないという状態が生まれるわけですね。そうしますと、たん白質食糧の生産といふものについては、いまの世界的な傾向からいいますとかなり暗いという見方を私自身はしておるのです。むしろ、そうしますと、勢い端的に撰取していくことのできる、穀物にかなり移り変わっていくといふふうに見ておかなければならない。その場合、この計画の中では、現在九十二キログラムがいわゆる一人当たりの消費量であるといふふうな規定しておりますけれども、その中から将来は十キログラム減っていくと言つておるのです。こういうふうに見ておるようでありまが、そういう点では、逆に穀物の撰取量の方がふえるのではないかと見通しをいたします。感じを私は持つておるのです。

〔委員長退席、坂村委員長代理退席〕

いま申し上げましたように、非常にむずかしいたん白撰取といふ壁にいまぶち当たつております。ですから、こういう計画でおやりになりますと、当初の計画に非常に大きなそごを来すのではないかと感じます。こういう見方について、大河原さんと私の見方は大分違つておるのですが、これはいかがですか。

○大河原(大)政府委員 お答え申し上げます。今後のたん白の供給問題との関連からいろいろ御質疑があつたようでございますが、今後の日本人の食生活におけるたん白撰取の問題につきましては、過去十年、十五年のような、何と申しますか、胃袋革命と言われるような、西欧型のたん白の撰取の急激な伸びといふものはないだろう、最近の傾向なり、あるいは今後安定成長に入るとした場合の消費支出の伸びの鈍化といふような点から見ましても、また、日本人の体位、体格等から見ましても、過去十年なり十五年のような急激な伸びはないといふふうな判断を、むしろ食生活自体が、米と野菜と果物と魚介類と畜産物といふものを複合した独自の食生活に落ちついていくといふふうな背景でございまして、また、そういう基本的な背景で今度の長期見通しを

見たわけですが、なお、いかに消費支出の伸びが鈍化し、日本の食生活のあり方、独自の食生活が形成されても、やはり、畜産物の消費量といふものは、過去ほど大きくはないにしても安定的に伸びていく、したがって、それに伴ひまして、穀物の消費量といふものは米を中心として若干減るであろうといふふうなことが現実的ではないかといふふうな考えをしております。

いろいろ御批判がございました五十七年度の生産見通し、試算がございまして、あの場合における急激な穀物消費の減少といふようなものは、今度はお話しのような視点を考えまして、相当現実的な検討を加えたつもりでございます。

○島田(塚)委員 確かに、いま官房長がおっしゃる通りに、たん白撰取量がより大きく減るなるといふことは私も考えていないのです。また、減つては困るのです。私も畜産経営をやつておるから減らされては困るのですが、世界的な傾向は、一番端的なのは、濃厚飼料を外国に依存しておるといふタイプ、これがやはり一番大きく問題になるだろう。現に、昨年のローマ会議で、表には出ておりませんが、開発途上国、特に食糧の恒常的に不足している国の人たちの御意見は、口にこそ言わなかつたけれども、日本人は、人間が腹いっぱい食うものを輸入しているのはまだ許せるとしても、家畜にまで腹いっぱい食わせるといふようなことを考えて外国へ行つてばたん白原料買ひあさりをするのはけしからぬと言われているような気が私はしたので、だんだん人口が伸びてきます。大体約一億ずつ一年間に地球の上で人口が伸びているので、単純計算をすれば、今世紀末には六十五億を超えるといふことになつてしまふのです。そうしますと、食糧に對する国際世論は、ぜいたくだと言われる部分ではないかと私は思つたのです。ですから、これは、国内で畜産がやり得るだけの飼料基盤なり濃厚飼料の原料の自給を持つておればよいのです。

れども、ますます外国依存を強めていくというよ
うなことになる。国際世論では、たか
たかれるときが来るのじゃないか。それがあ
るのですから、残念ながら、畜産に対しては、そ
ういう諸外国からの食糧政策に対する国際的な世
論の中で日本はかなり厳しい制約を受けざるを得
ない時期が来るのではないかと十分考へてお
かないと大変なことになると思ふのです。

ところが、国内におけるそういう飼料穀物の自
給という問題については、あまり積極的な施策を
この中にお持ちにならないと私は感じて
います。これは大変なことになってしまふと思
うので、これから必要な海の資源については何
しても——十七日からですから、もう間もなく国
連海洋法会議が再開されますが、海の大たん白源だ
つていま大変危険な状態に日本はさらされてい
るということを考へますと、私はどうもそういう見
通しをいまは持たざるを得ないような気がするの
です。そうすると、穀物に対する端的な換取の
できる要求度というものは高まってくるのじゃな
いかと思ふ。だから、いまの人口の伸び率と食糧
の要求の方向というものをきちんと見きわめてお
きませんかという大きなことを考へるのではない
でしょうか。こういうことを考へていきたいと思います。

○大河原(大)政府委員 お答え申し上げます。
先生がたまたま御指摘の点は、われわれ作業を
いたしました。ただいま農政審議会が御審議願
つております。たまたま大きな問題でございま
した。あの作業によりまして、現在の飼料穀物一千
万トンが一これは実量トンですが、それが千六
百万トン程度になるというようにまだ大幅な増加
を見込んでおられる。これは中小家畜である。トウモ
ロコシやコウリヤン等は、残念ながら国内生産に
よつて達成する現実的可能性を持たないというこ
とからでございますが、そこで、先生から、国際的
な需要の増加なり国際世論の問題というような多
方面からの御批判がしばしばございました輸入の
問題につきましては、今後、FAOにいたしましたし
ても、アメリカ農務省にいたしましたし、穀物の国

際的貿易量はなお増加する見通しである。増加す
る場合に、現在日本の飼料穀物の輸入量のシェア
は二〇%弱でございますが、そのシェアは上げな
い。そのシェアは増加する中では、ただいま申し
上げました千六百万トンの六十年における国際的
な穀物需給における貿易量のシェアは二割弱で
ございます。そのように配慮をいたしまして、肉資
源その他については資源的な保全にとつても大事
でございますけれども、たん白供給としてもむし
ろ大家畜にある程度依存しなくちゃいかぬとい
うことで、飼料作物の増産の規模なりその他につ
いてはいろいろ御批判がございまして、飼料
作物の増産ということを中心にして計画には取り
入れたつもりでございます。

○島田(塚)委員 そこで、いまの飼料作物の増産
という問題に関して、計画の中では約七十万ヘク
タールをふやしていこうという計画が持ち出され
ております。したがって、これはぜひ達成しな
ければならぬと私は思つております。同時に、ま
た、穀物依存型畜産から大家畜——鶏や豚までは
なかなかむずかしいでしょうけれども、少なくとも
牛や馬というものはできるだけ粗飼料主導型の
畜産に切りかえていかなければならぬだろう。そ
ういたしますと、将来の頭数の伸び率等から割り
返してみますと、とても百五十万ヘクタールくら
いの牧草地では賸り切れないという感じがしま
す。

同時に、先ほど政務次官もおっしゃったよう
に、北海道の開発というものは、相当生産量の太
きく望めるような地域は少なく、かなり瘠蕪な
地帯も含めて開発していかなければならぬとい
うことになるだろう。そうしますと、単位当たりの
収量というものについてはますます問題が出てく
るわけですね。ですから、この辺はどういう程度
の反当の収量といふんですか、ヘクタール当たり
も結構ですが、収量を見込んでいこうとされてい
るのか。六十年までの目標だけではないで、少な
くとも長期的に日本の畜産を伸ばしていくとい
ういまの御計画でありますから、伸ばしていくとい

ただかなければなりませんし、特に、北海道にお
いては、穀物型酪農の畜産ではなくて、いわゆる
牧草型酪農なり畜産に主力を置いた経営をやつて
いくとすれば、飼料基盤の確立というものは非常
に急がれるわけでありませぬ。

先ほど申し上げた国際的な見通しとしては、官
房長は、決して心配はない、その辺を踏まえてか
なり長期の見通しを立てたとおっしゃるけれど
も、しかし、今日の国際的な動きの目まぐるしい
ときには、長期の六十年までの展望を持つたとし
ても実現できないような問題が突発的に幾つも起
こつてきますね。その突発的に起こつてくること
も十分踏まえた上で計画をお立てにならないと
大変です。ですから、何といたつても国内の自給
体制をまず確立していくことに目を向けて
いかなければならぬわけですが、その場合に畜産
が一番大きく外国の影響を直撃して受ける立場に
いるわけですから、その意味では、草資源の開発
と確保という問題は非常に緊急を要する課題だと
私は思つておるわけですね。その点はそういう考へ
方から立ててこの計画を進めべきだと私は考へて
いたんですが、これはいかがですか。

○大河原(大)政府委員 濃厚飼料の国際的な視点
から見て自給が不安定で、したがって、国内の
資源の活用としての飼料作物の増産等による畜産
の推進という観点について、具体的な検討につ
いてのいろいろお尋ねでございますが、詳しい資
料の必要がございまして整理して御説明をして
も構いませんが、乳牛一つ見まして、われわれ
の計画といたしましては、良質粗飼料の供給量を
現在のナショナルペースで六三%を七五%に高め
たいというふうな考へておられます。

なお、反収につきましては、現在のヘクタール
当たり三十八トンを、技術的にその可能性を種々
検証いたしました五十二・三トンのような反
収を見込みますが、総合的な粗飼料の——良質粗
飼料でございまして、その給与率を七五%にまで
高めたというふうな計画としておるわけでは
ございません。

○島田(塚)委員 ヘクタール当たり三十八トンの
牧草を五十二トンまで引き上げるといふ御計画の
ようでありまして、従来の禾本科牧草と一部の豆
科牧草を入れてこの反収の増加を図っていくとい
うことは、従来のパテントではなかなかむずかし
いんじゃないかと私は思ふんです。

それで、これは一つの提言ですけれども、前
にもちよつとこの農水で取り上げたことがございま
すが、アルファルファですね。アメリカ流に言え
ばルーサンと言ふんですが、このアルファルファ
というのは非常に高たん白で、しかも単位当たり
収量が非常に高い。ただし、非常に条件がありま
して、あまりPHが高いと、酸性土壌だとこれは
いけません。かなりアルカリ性が要求されます。
私は北海道において、このアルファルファが栽培
の上でのそういう問題を克服して普遍的につく
られるように何とかしてならぬだろうかと思
つて、私自身もずいぶん長い研究をやつてみたん
ですが、なかなかアメリカでつくるといふわけには
いかないんです。しかし、これは一つは土壌の
問題があるということ、かなり地下水の水位が
高くないとだめだ。それから、積算温度もかなり
高いものが要求される。二十年ぐらい昔の話にな
りますけれども、私はアメリカ西部で一年八カ月
ほど勉強しておりましたが、その中で感じたので
すが、このアルファルファというものがあるが、
これは非常に重要な牧草としてすでに定着をして
いる。歴史的にも相当長い経過を遂げている。まあ
アメリカ流のやり方です。これはどうかと思ふん
ですが、たとえばアメリカでは、アルファルファ
が、つまりルーサンがいいからといって山のてん
こつまでルーサンをつくりまして、そしてそれを

刈り取るんじゃないで、牛をぶつ放しているのです。あれはかたいものだから、牛は頭だけつまんであとは踏みつけちゃっている。私はあれはもつたないと思いましたが、あんなところまではできないでしょうけれども、少なくともかなりの地域にかなりの面積でアルファルファをつくる条件が日本にはあると思うんですよ。先般沖繩に参りましたら、沖繩でもアルファルファが非常によくできる。これもサトウキビやパイナップルと同じような一つの位置づけで、牧草の主産地帯として将来構想しているんだけれどもどうだろうという質問もございました。私はあまり認識がなくて行ったものですから、そういう御意見が出されて、私はアルファルファについてはぜひ何とかしたいと思つて一人一人だつたものだから、沖繩からそういう提案があつたことを大変うれしく思つたんです。ですから、私はこれはやはりみんなそういう方向に目を向けつつあるなと思つたわけです。

これは非常にたん白の高いものですね。これは次官も御承知のとおりです。私から申し上げる必要はない。釈迦に説法の話です。ですから、そういう草性改良という面に入ると力をいれたい必要があるように思つてます。先般御質問いたしましたら、いま全国で三万ヘクタールと言われたような気がするんです。そんな程度しかいまアルファルファはないというお話しだつたと思つてますが、アルファルファについては、一番問題になるのは、非常に湿度の高い時期に刈り取りをしますから、乾燥調整に非常に問題が出るんですよ。ところが、幸いなことに、その問題を研究されている人がいるんですよ。たとえば北海道で言えば、北大の広瀬教授なんかは真剣にこの問題を研究しているんですね。これはどういうやり方をするかというところ、雨が降っていったらどうにかまわらないのです。刈り取ったらそれをいきなり持つてきて瞬間で乾燥して、最後はアルファルファのペレットにしてしまふんですね。こういう工程を研究されて、技術的にはそれが可能だとしていてるんですね。ただ、それが実際には実用化されない

という。これは作業工程が非常にありまして、そこにかかりのお金がかかるものだから単独ではなかなかやり切れないという問題があるのですね。ですから、その問題に対しての政府としてのお考えがきちつと出てくればこれは可能じゃないかと私は思つておるんです。

いま官房長がおっしゃつたように、これは相当の反収を上げるというお考えのようですね。けれども、確かに、従来のいままでは禾本科牧草あるいは赤クローバー等を入れた豆科牧草でこの程度の反収が上がるのはおかしいと思つておるんですけれども、現実にはなかなかそう上がらない。ですから、そういう点については、草の品種という問題も含めて、北海道あるいは沖繩でつくりに得るアルファルファを相当部分を草生で——アルファルファというものは、次官も御承知のように大変たくさん種類がありまして、北海道から沖繩までいろいろな種類があります。世界的にはもう大変な種類があるやうであります。その地域に合ったアルファルファの栽培は十分可能だと私は考えるのですね。

こういう点について積極的につけていきたいと思つておるんですが、政務次官、いかがですか。

○江藤政府委員 御存じのように、日本は肉資源というものを考えてきた期間が実は非常に短いわけでありまして、いままでは仮に一頭飼ひ、二頭飼ひをやつて、そして、北海道は別としまして、野草、あぜ草を刈つてやつておつた。そういう中ですから、日本における畜産の一番の問題点は肉資源としての家畜の改良がおくれているというところが一つと、それから、同時に、その裏づけになる日本の気候、風土、土質に適した牧草がまだ完全に開発されていないというところに非常な問題点があると思つております。

たとえばいまアルファルファのお話しがございましたが、これは種類もたくさんあるわけですね。その中で北海道に向くものが沖繩に向くかというところとあつて、寒冷地とは全く性格を異にする。

そういうような微に入り細をうがつての検討ができておる。たとえば西南暖地ですと、特にレンゲというものがあつますが、こういうものは反収も多いし、非常にいいけれども、これが刈り取り、乾燥の関係でどうしても手がつかない。下手につくりますと、今度は田植え時期が早くなつて、そして小さい田植え機でやるものだから、今度は異常発酵して稲作に影響するという問題が出てきます。そこで、おっしゃる通りに、各地に適當とする牧草というものを早く改良開発していくということがどうしても大きな課題になつてくるし、日本のような高温多湿のところ、雨の多いところでは、この刈り取り、乾燥に手をかけないというところ、それから適時適切に乾燥していくための機械の開発というものが必要になつてくることは当然であります。

そこで、私も、実は、ことしの飼料の緊急対策費を三十二億、安倍農林大臣になりまして追加を出すことにいたしましたときに、せつかつくつたものでも刈り取り、乾燥を一体どうするか、そういう機械の開発を進んでやつて、国も大いにそういうことに役割りを果たすべきじゃないかというのを当時ずいぶん議論したものであります。

農事試験場もございまして、あるいは畜産試験場も全国にあります。同時に、また、いまの御意見のように、こういう問題について隠れたところで非常に勉強しておるところがあるわけでありまして、大学でも、御存じのように、牧草というものについては余りやっておりますんで、全国の国立大学の中で牧草学を正式に学科としてやっておるところは恐らく二、三校ぐらいじゃないかと私は思つておる。非常に必要だと思つておられるけれども、じみな授業でありますために大学自体も余力を付けていかなかった。試験場もそういう面では本当に完全にそういうものの開発に取り組んでおつたかと言つて、これは問題があるやうと思つております。ですから、日本に向くそういう品種の開発を早くしていくということ、もう一つ

は、しばらくはいいのですけれども、何年かたちますとも反収が思わしくなくなつてきて、どうしても本当にそこ定着しないということがやはり各方面に見られますから、そして、同時に、先ほど申し上げましたように人手の足りないときですから、刈り取り、乾燥あるいはペレットにすること、あるいはまた乾燥にして余つたものはほかの必要な地帯に乾草として送り出せるようなこと、そういうところまで農林省が進んで役割りを果たす時期にもうなつてきたんじゃないか、こういうふうには私も考えておるところであります。

○島田(塚)委員 ところで、いま、北大の広瀬先生が研究されたというお話しをしたのですが、実際には現地でもこういう実用化の面について積極的に取り組んでいるところがあります。たとえば私のところの美幌町でありますけれども、美幌町なんかでもこういう計画を持っています。この発想は、実は、でん粉工場ではでん粉の廃液とでん粉かすをそのまま豚に食わせたのですけれども、いまはなかなかそうはいりませんんで、あれが公害の発生源になるなんて言つて現地ではえらく困っているわけですが、ここに目をつけまして、このでん粉かすの中のたん白質の非常に高い部分を抽出し、それからまた低たん白の部分も抽出するやうな工程が技術的に大体見通しが立つてきています。

〔坂村委員長代理退席、藤本委員長代理着席〕

それで、大山局長のところにも、美幌から、ぜひこのことはこの計画実現のために予算をつけてくれという要求があつたと思うのですが、私はこの発想なり取り組みについて非常に高く評価をしております。ぜひそれは実現したいものだなと思つておるのです。だから、私はきょうは委員会の席で陳情に及ぶのですが、ぜひそういう芽は摘まないようにしてやつてもらいたいと思つておるのです。これは十億もかかるので、とてつもない予算が要るものだから、なかなか現地では対応し切れな

い。いろいろな点で構造改善局なりあるいは畜産局なりでこの問題についても取り組んでくれているように思いますが、いま一步の前進がどうもはかばかしくいかぬので、私もそういう点はぜひやっていたらいいと思う。

いまだん粉かすのお話しをしましたが、これは同じ工程でいまのアルファルファもやれるのですね。そうすると、政務次官も御承知のように、でん粉の製造というのはある一定の期間で区切られてしましますから、あと一年間のうちの大半は工場を休むわけですね。ところがそれを組み合わせていきますと、まずでん粉かすのたん白化をやりますが、それが終わったら今度はアルファルファの刈り取り時期に向けてアルファルファの乾燥調製、ペレット化を図っていくというふうには、一連のでん粉工場の機能を充実することによって年間通してその工場が機能していくわけですね。これは非常にいいことだ、一石二鳥も三鳥ものものだと私は思うのですよ。ただ、問題は、銭が大変なんです、余りこの点は惜しまないで、せっかくなんで、現地のそういう考えがあるのですから、これはひとつ積極的に進めていただきたいと思うのです。原局の皆さんとは技術的にもいろいろなことをもう長いこと時間をかけてお話し合いをしてきました。問題は銭にあるのです。これが解決すれば、北海道におけるでん粉かすの飼料化という問題を考えただけでも、濃厚飼料に代替できる部分が出てきて大変有効だと私は思うのです。

政務次官、初めてお聞きになったかもしませんが、これはいかがですか。私は、きょうは、ぜひこれは積極的に伸ばしていただくように施策の上でお考えを願いたいと思ってお話しをするのです。

○江藤政府委員 初めて承りますので、ちょうど局長も来ておりませんからここで手放しでどの程度お答えできるかわかりませんが、私も、先ほど申し上げましたように、乾燥調製の機械の開発ということに実は非常に苦慮しておるわけであり、大型のものももちろん、あるいは大型が

入れられないところもありますが、ややともすると農機具というのは大型、大型と言いますが、そうじゃない適切な小型のもの開発ができないかというところが一つの課題でありまして、いま八方手を尽くして、そういうものができないだろうかということ、実は情報も集めておるわけであり

それから、いまだん粉かすの利用については、これはもう同じように北海道と南九州で公害の問題が出てくるわけでありまして、特殊なにおいもいたしますものだから非常にいやがられるということ、おっしゃるような豚の飼料として近ごろ余り使わなくなってきた。そういうものが非常に効率高く利用できるということであり、ますならば、私も積極的に取り組んでみたいと思っております。

きょう初めて承りましたから、機会がありましたらその詳しいことを一度お聞かせいただくと大変ありがたいと思っております。ぜひ時間をつくってそうした具体的なお話しを先生から拝聴したいと思っております。

○島田(琢)委員 私も、少し時間をかけて、この問題についてぜひ政務次官に御理解を深めていただきたいと思っております。一つ言えば政務次官にもおわかりいただけます、非常に簡単なものなんです。やり方としては決してむずかしいものではないのです。ただ、機械が非常に高いものですか、お金がかかっちゃうという点がネックになっておりますから、その点はぜひ実現の方向に向けて御検討のほどをお願いしたいと思います。

さて、委員長から何時間でもいいと言われましたけれども、食糧政策ばかりやっておるわけにもいかぬと思っておりますので、この法案に入ってまいりたいと思っております。

今回出されました農振法の問題につきまして、私は、私も党内で十分論議をいたしてまいりました。せっかくの改正でありますから、この際、将来問題を残さないようにすべきだということ、もう一つの側面としては、政府が考えてお

ますことが着実に生きていくような施策にならなければいけない。そのための法律でなければならぬ。これは申すまでもないわけでありまして。ただ、私はこの法案を通じて非常に心配しております。これは、従来あります法律との関係、とりわけ農地法との関係の中で、総体的な印象としては、次第に農地法を骨抜きにしてしまおうという意図があるのではないかとおっしゃる得ないわけですね。そんなことはないとおっしゃるでしょうけれども、せっかくある農地法が十分生かし切れない面も前回農地法の改正に伴って出てきております。たとえば農協の委託事業の問題にしても、あるいは農地保有合理化法人の機能化の問題にしても、現地は一生懸命やるといふ気構えが幾らあっても、法律上農地法がだんだん骨抜きになってやりにくくなってきたという面もあると思っております。

時代がこういふふう動いていく中でありますから、昔つくった法律を金科玉条とするなんて、そんなことにはならないことはよくわかります。現状に即して改めなければならぬことは改めていなくてはいけません。御承知のとおり、市町村農業委員会です。そして、上部では各県の農業会議であり、全国では農業会議所があるわけですね。いわゆる農業委員会の仕事なんというのは、いまさら私が申し上げるまでもありません、もう幾度かそういうことを申し上げたのであります。私も実は長いこと農業委員をやっておりますが、私自身も忘れてこの農業の行政に取り組んできたつもりであります。また、現在おやりになっている農業委員さんは、それこそ本当に大変な仕事を抱え込みながら苦勞して農地行政あるいは農業諸般にわたる行政を進めてきている責任者ばかりなんです。そういう点を考えますと、農振法が改正されるに及んで、農業委員会のこのように点についてもきちっと位置づけしてもらわなければ将来非常に困るのではないかと、せっかく努力をしてきた農業委員の努力に対して水をかけるような結果になったのではないかと、このよ

うに私は思うのです。

そこで、いまままでの質疑の中でも承っておりますけれども、農業委員会の問題に対しては、あるいは都道府県農業会議の関係については、かなり連絡を密にしてやるというようなお話しがなされたいと思っております。それはそれとして、これは気持ちばかりじゃいかぬわけですから、法律上の立場というものを明記しなくてはならないと私は思うのです。そうしなると、農業委員会の意見を聞かなければならないと言ったって、逆に言えば聞かなくてもいいんじゃないかと思っております。逆には聞かなくてもいいんじゃないかと思っております。それは最後までりっぱに行政指導が行われればいいと思っておりますけれども、その目はなかなか全国に行き届きません。そうすると、その町村長の考え方によって、農業委員会に意見を聞く場合もあれば聞かない場合もあるということでは困ってしまうのです。町村長は行政全般にわたっての仕事を手がけているわけですし、何といっても全国市町村の状況は農業を基盤にしている町村が多いわけですね。そして、地場産業の位置としてもきわめて重要な位置を依然として占め続けているわけですね。あるいは食糧政策全般を考えますときに、地域においては農業の果たさなければならぬ役割りは非常に大きいわけですね。そういう点を考えますと、農業委員会の組織に対して十分の考え方をそこに持っておきませんといけないんじゃないかと思っております。ところが、今回出されております法律ではその点が非常に不明確であります。

まず、農業委員会に対して一体どのようにお考えになつておられるのか、政府側を代表して政務次官の考え方を聞かせたいと思っております。

○江藤政府委員 全国の農業会議所あるいは都道府県の農業会議、市町村における農業委員会、これが日本の農地行政を進めていく上に大きな役割りを果たし、また、今後果たしていくであろうということは私も高く評価し、その機能は今後とも損なわれることのないように十分生かしてまいりたい、このように考えております。

○島田(塚)委員 それならば、たとえば今度出された法律の十五条の五の第四項について「農業委員会の意見を聞かなければならない」ではなくて「農業委員会の決定を経なければならぬ」と明確にしていたらいいと思います。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

○大山政府委員 いま政務次官がお答えになりましたように、農業委員会というのは市町村の機関でございます。それで、この法律のたてまえといましては「省令の定めるところによつて」というのがございまして、省令で、この利用増進計画をつくる場合、これにつきましては農業委員会の意見を聞くわけでございます。いまの先生の御指摘の、もう少しといいますか、農業委員会の決定を経て、というふうなことに直せないかというお話でございますが、利用増進計画なるものは、個々の市町村の関与のもとに、地域の利用者、所有者の集約的合意という枠組みの中で設定される利用計画ということに相なるわけでございまして、それが、そういうことを今度は増進計画というものの中身としてまいりますと、ある地番の土地についてはAという人がいま持つておる、それをBという人に存続期間何年かの利用権を設定する、隣の土地についてはCという人がDという人に、と、こういうふうな場合に相なるわけでございまして、利用増進計画なるものは、それらの個々の賃借権の設定行為の包括的なかつこうというところに相なるかと思ひます。

いま先生が御指摘になりましたように、農地法のたてまえで所有権の設定なり賃借権の設定というものを自分の村内で行う場合には農業委員会の許可ということに相なつてゐるということの関連で、利用増進計画も単に意見を聞いてということ以上にすべきではないかという御指摘につきまして、先般大臣からも貴重な御意見として承つておきたいというお話があつたわけでございまして、確かにそういう考え方もあろうかというふうに考へるわけでございまして。

○島田(塚)委員 明確に法律上位置づけるといふことはなかなかおっしゃらぬのですけれども、たとへばいまの利用増進事業を進めていく場合における利用規定なんかも設けてやろうと言つてゐるわけですね。ところが、いままでも農地法を守つて市町村の農業行政を進めてきた大事な農業委員会の意見というものがやはり中心にならなければいけないと思つてゐます。それは、町村長はわかつていないというのではありません。わかつておりますけれども、しかし、町村長が考へて議会にかけますと、いろいろな農業者以外の人の意見なんかももちろん入ってきますし、それは大事な点ではあるのですけれども、本当に農業を理解して経営をする立場から農用地をどういうふうにしていかねければならぬかという点の細かな話になつてきますと、やはり専門家でないといふからないうところがあつて、また、現地においては、日常農民との接触を農業委員はしておるわけですね。いろいろな意見がそこから吸い上げられ、また交換されてゐるわけですね。ですから、そういう意味で、市町村長の行政を通す部分よりも、農業委員との接触の中で出されてくる農家の直接の意見というのは非常に貴重だと私は思つてゐます。日常畑でもいろいろと会話がされます。農業委員といふのはみんな農業をやつてゐるわけですから、畑で隣近所の人たちといふいろいろな意見や考へ方も本當に隔意なく話されるわけですね。そういう点を積み上げながら、農業委員は現地で非常に苦勞してがんばつてゐるわけでありまして、この大事な直接の担当者を通さないで判断するなんていうことが起こつたら困るわけですね。そんなことはな

い、町村長は農業委員会の意見を求めるんだと言つていただきますけれども、農業委員会の意見を聞かなければだめなんだというふうな法律的にきちつと位置づけすることは何もおかしくないと思つてゐるのですが、やはりそういうふうな考へ方でお通しにならうというところですか。それだと私は農地法の問題でもう少し言わなければならぬかと思つてゐるわけですか。

○大山政府委員 利用増進事業は、先生御存じのように、一定の区域内におきます利用者と所有者との集約的合意といふことによつて、そこで進めた利用計画といふことによつて、利用増進事業の性格からいまして、これは市町村の事業に最もふさわしい事業ではないかと思つてゐるわけですね。と申しますのは、利用増進事業は農振という計画の作成主体である市町村において行われるのが最も好ましいであらうといふこと、この事業が継続、安定的に行われる主体としてはやはり市町村といふものを考へるべきであるといふことから、市町村をい

ただ、先生御指摘の農業委員会との関係といふことでございまして、本事業を行いますためには、何と申しましても市町村だけでできる問題ではございません。むしろ全員の同意といふこととの裏の問題といつたしまして、利用者、所有者で利用増進組合あるいは協議会というふうなものを事実上つくつて、そこで相互の間において十分な調整がなされて、そこに利用増進事業が生まれてまいること、これがございまして、したがつて、そういうこととの関係を、いわば増進規程といふものをまづつくつて、その増進規程に従つたものとして増進計画をつくるわけでございまして、その主体としては先ほど申しました農振計画といふもの作成主体である市町村、これが中心になりまして農業委員会と十分な協議をしなければならぬ、と、こういうこととございまして。

それから、農地法では賃借権の設定というふうなことになるわけですが、利用増進事業といふことを先ほど申し上げましたようなことで考へるならば、やはり、主体としては市町村といふことが最も好ましいと思つておるわけでございまして、たとへば農地法でいいますところの三条許可権者である農業委員会との間にそのないようにならなければならぬことは当然であり、また、農

業委員会なり農協というものが積極的にこういうことに対応するという姿勢がなくては利用増進事業は進められないと思つてゐます。したがつて、その間においては密接な関係を持たすべきであるといふ御指摘は先生のおっしゃるとおりだと思つてゐるわけですね。

われわれが法律を提出いたしました考へ方といつたしましては、先ほど言つたような農地法との関係も考慮して、委員会の意見を聞いてこの利用増進計画を作成する、そして農業委員会との関係は省令の定めるところによつて規定したいと思つてゐるわけでございまして。

意見を聞くだけではなくて、もう少し積極的な姿勢を示すべきであるといふ御指摘でございますが、これは確かに一つの考へ方であらうといふふうに考へるわけでございまして。

○島田(塚)委員 局長からかなりの考へ方が示されたから深追ひをすることはしませんけれども、計画を立てるときには端的に市町村が立てるといふのがたてまえだといふことですが、しかし、この計画を立てようとしたときには、農業委員会が少なくとも総員の決定といふことをやらなければいけません。だから、余り回りくどいかならないで、注文にきちつと農業委員会の決定を経なければだめだと書いた方が、政令で云々なんといふよりはすっきりしてわかりやすいのじやありませんか。こういう考へ方ですので、これは意見として申し上げておきます。

階で都道府県農業会議の意見も聞かないというところではいかぬと思ひます。これもきちっと意見を聞かなければならぬと——決定権はここにありませんから、意見を聞く、こういうことについてやばり何らかの措置をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○大山政府委員 県の農業会議と利用増進規程の知事認可との関係の問題でございますが、御存じのように、利用増進規程も、利用増進事業を行う基準になること、準則といえますか、そういうことを決めるわけで、さわめて大事なものだといふふうに考えております。

ところで、利用増進規程というものはやはり農振計画達成の手段でございます。それで、県におきましては、農振計画達成のために県に農業振興地域整備促進協議会というものができておるわけでございまして、この有力なメンバーとして県の農業会議も入っているわけでございます。県知事がこういうことを認定する場合におきましても、当然そういう促進協議会にはかけるわけでございまして、その場合の最も有力なメンバーである県の農業会議というものは、そういう意味におきまして当然意見をまず聞いておかなければ、そういう協議会においてもすつきりとした結論は出せないことは当然であらうと思つております。そういうことから、この法律をつくりまされる際におきましては、県農業会議が農振促進協議会の有力メンバーであるという意味におきまして、運用上当然の措置として県農業会議の意見を聞くということをやむを得ないというふうな考え方をして立法化した次第でございます。

○澁谷委員長 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○澁谷委員長 速記を始め。

○島田(琢)委員 農振地域整備促進協議会の主要メンバーに入れておられるから、当然県の農業会議は部会で十分議論をした上で代表者が出てくるのだから、と、こういう趣旨の説明でありますけれども、そうじゃなくて、やはりしっかりとした機構が

あるわけですね。農地部会あり、農政部会あり、部会をきちつと持つて、しかも総会を持つて県の農業会議は運営されているのです。ですから、この機関というものは非常に権威のある機関ですね。知事に対してのいわゆる建議をすることができまして、また、農林大臣から全国農業会議所を通じて各都道府県農業会議の意見を聞かなければならぬという今日の状態があるわけですね。いわゆる諮問をするところができるわけですね。そういう権能のある機関が、単なる代表者が出てきて代表者が出てくる限りは、部会といひますか、県農業会議の考え方をまとめた上で出てくる。それは理屈の上では当然でありませぬ。しかし、直接もつと細かに分析をしながら検討するということは必要だと私は思うのです。そういう場合にはストレットに県の農業会議に意見を求めるといふふうにしておきませんと、必ずしも局長がおっしゃっているような運営にはならないと私は思う。確かに、理屈の上では局長のおっしゃるとおりなわけです。そうでなければおかしなものです。しかし、直接農用地の利用増進にかかわる事項なのです。ですから、それは県の農業会議にストレットにかけていくといふふうな規定をしておくべきではないか。これは、次に申し上げようと思つております。特定利用権の問題についても、開発行為の規制の問題についても同じことが言えると思ひます。少なくとも農用地にかかわる問題なのですから、都道府県農業会議の意見を十分聞くということが農振法改正に当たつて明確に義務づけられなければならないのではないかと私は思うのです。いまの御説明ではどうも私は納得がいかないのですが、そういう考え方の方は全くないといふことですか。

○大山政府委員 先ほど申し上げましたように、立法の過程におきましては県の農振整備促進協議会のメンバーである、したがつて、そこで意見を聞く中で農業会議の意見を聞けばいいということではなくて、促進協議会には当然かけざるを得ない、その場合に、その有力メンバーである農業会議の意見をあらかじめ聞くことは運営上

当然出てくるであらう、また、事実問題として聞かなければならぬことは確かだ、と、そういうふうなことに思つておられます。そういうことで、われわれのしたは、運用の中で意見を聞くということにいたしては、いかがであらうか、と、こういうふうな考え次第でございます。

ところで、先生御指摘の他の問題、特定利用権の裁定の際の農業会議の意見を聞くこととか、あるいは開発許可についての意見を聞くこととか、これも運営上の問題としてわれわれはぜひ聞きたい、こういうふうな思つておられるわけでございます。特定利用権の問題につきましては、農地法の草土地利用権の場合においては、県の開拓審議会の意見を聞く、という規定もございませぬ。また、そういうこととの関係もございませぬ。運用でやつてまいりたいといふふうには実は考えたわけでございます。

しかし、この点につきましては、先生が言われますことも確かに否定すべからざるお考えであるといふふうにも考えるわけございませぬ。これらの点につきましては、われわれもいたしまして、先般大臣が御答弁いたしましたように、貴重な御意見といふふうな聞かせておいていただきたいと思つてございませぬ。

○島田(琢)委員 大変いろいろいひ答弁ですね。奥歯にものはさまつたような言い方だが、何とか考えようといふことだろうと私は善意に理解しまして、余りこれも深追いはいたしません。しかし、十分考えてください。これは私は本当に心配しているのです。

ところで、この際、委員長にお願いをいたしますが、全国の都道府県農業会議に設置されておられます農振地域整備促進協議会のメンバー構成については、全国全部といふわけにはまいらないと思ひますが、大体一つのタイプがあると思ひます。で、どういふ代表が入つておるかということがわかるような資料が欲しいと思ひます。

それから、いまの特定利用権の設定に直接絡まつた問題ではないと思ひますが、それらを審議し

ようとしておる開拓審議会というものがあつたらうとお話しては、これはどういふメンバーで、タイプとしてはどうなつておるか、この資料の提出をお願いしたいと思います。

○澁谷委員長 承知いたしました。

○島田(琢)委員 それでは、大臣がお見えになるまで一時質問を中断いたします。残りの部分につきましては、大臣がお見えになつてから再度お尋ねをしてみたいと思ひます。

以上で、一応終わります。

午後二時三十七分閉議

○澁谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。島田琢郎君。

○島田(琢)委員 時間が細切れになつておるものから、いろいろとあつちこつち行つたりして質問が一貫していないので、受け取る政府側としても大変答弁しづらい点があると思つたので、まあ続けさせてもらいます。

ところで、私は、先ほど面積の問題についてもいろいろ議論いたしました、非常に心配をしておりますのは、今度の農振法の改正で、次に申し上げる点が果たして改善されるかどうかというところなんです。

その一つは、農基法農政というのが展開されて以来、この統計数字にも出ておりますように、非常に農地の移動や流動化が進まなくて、むしろ財産的保有という傾向が強まって、一種兼業あるいは二種兼業めって兼業農家が非常に増大した。これは依然としてその傾向は改まらなつておるのです。この点が果たして今度の農振法の改正でできるかどうかといふのが一つ疑問でございます。そういう点では、三十七年と四十五年の二回にわたつて農地法の改正が実は行われているわけですね。ところが、実は、一向に効果を上げていな

い。この点の原因となるものは一体何と何なのか、その辺、政府側としては分析されておられるか。

○大山政府委員 先般の農地法の改正におきましても、農地の流動化ということによる規模拡大ということを志向いたしました。その手と打ったわけでございます。しかし、基本的に申しまして、農地所有者の土地の資産的保有傾向というものが非常に強いということが一つの問題であるわけでございます。

また、一方、耕作権も強いということから、他人に貸すと、それが法定更新するというようなことともからんで農地の価値が低落するというところから貸したくない、こういう問題があるわけでございます。そして、また、資産的保有傾向ということから、さらに、値上がりというのですか、まあそういうこともあるんですが、売りたいが、もせぬというふうなことがあったわけでございます。そして、また、その反映として、ところによって耕作放棄というふうな事態も出てまいりました。

農地の信託という制度につきましては、所有権の移転を、農協との間にしろ、せざるを得ない。これが貸付信託であろうと、売り渡し信託であろうと、売り渡し貸付信託であろうと、いずれにしても、所有権の移転を形式的に伴うということがやはりこの制度をうまく進めなかつたゆえんであらうというふうな考えのわけでございます。それから、農協の農業経営委託の問題にいたしまして、実績から見て大体毎年百ヘクタールぐらいというふうな事柄でございまして、基本的な問題といたしまして、やはり資産保有的な傾向という問題があり、しかも、貸すことに対して農民が非常に不安を持つという問題が、せつかく先般の農地法の改正で耕作権による農地の流動化という問題も意識したわけでございますが、それもうまくいかなかつたゆえんであらうというふうな考えをおるわけでございます。

も、農地所有者が安心して貸せるということを一つの眼目とし、そして、また、借りる方の人から言いますか、所有者、耕作者、利用者一体となつた集团的合意のもとで計画が継続していつて、そういう継続の過程の中に実態的に安定するということによつて、いわば貸し方の不安をなくし、借り方といひますか、利用者側も安心して投資できるように方法というものを利用増進事業として考えた次第でございまして。

○島田(塚)委員 局長、いまおっしゃっていることは確かにそのとおりだと私も思うのです。いままでもそれじゃやういう考え方でやつてこなかつたのかと言へば、やはりやつてきたのです。特に、現地においてはそれぞれ市町村、農協も入つて、現地においては大変苦勞をしながら農地の適正な移動を図つてきたんですね。ところが、全体としては一向にそれが改まらないのです。ですから、貸し方も安心して貸せるし、借り方も長期的な計画に立つて計画にそつて来るべきような条件をそろえてもらうということ、これはもう全くおっしゃるとおりで、私もその点は一つも反論しないのですけれども、しかし、そういうお題目だけでは全然これは進まないと思つて、すね。

それは売る、買うという場合はもちろんありませんけれども、いま兼業農家がどんどんふえていつても、専業農家が減つていくこの状態というものは、先ほども局長のお話の中にもあつたし、私も申し上げましたとおり、これはまさしく財産的保有というところの方がむしろ有利だといふ方が先行しているからなんです。ですから、自分の土地を荒らして貸さないと、もう極端な話とは別として、もう少し何か有利な条件をお互いに与えてやることに法律上の手だてをしなければ農地の適正な流動化は図れないのではないかと。もつと具体的に言へば、小作料に対する何らかの資金投入でも図つて、一時的にでも流動させていくような糸口をつくつてやらないと、いまのままでは幾ら法律をつくつてお題目を並べて行政指導を強めてやつたつて、やはり個人的な財産権というものがあつますから、この点は解決しないような気が私はするのですが、そういう点では、現場で直接、同じ農民仲間江藤政務次官はお気づきなんでしょうが、次官、この点はどうですか。何かうまい名案をお持ちではありませんか。

○江藤政府委員 御意見のような点がございまして、当初、この法案が通りまして実施するモデル事業につきましては、たとえば小作料の三年の前払いをやる、それに対して国も助成をして、この制度が軌道に乗るやうにということでは実は予算上の措置もいたしておるわけでありまして、そういうことで、一つの取っかかりを進めて、考え方を持っております。

○島田(塚)委員 そこで、特定利用権の問題ですけれども、特定利用権を設定しようというふうな地域といたしましては、何らかの理由によつて放置されているところが多いだろうと私は思うのです。そういう場合開発をしていかなければなりません。荒れた土地なんかもあるでしょう。あるいは、山林原野で網をかけた部分を開発しようとするれば、そこに金がかかります。そういう点、農用地域に入れて対象にしていけば、まあ補助金なんか入るといふ道は開かれるでしょうけれども、それだけじゃ利用したいという者がちよつと利用し切れないんじゃないかという気が私はするのです。たとえば、一たん一年でも耕作しないで放棄したとします。そうすると、それはもう雑草がいつぱい生えます。これをもとに戻すということは容易な作業が要りますし、金もかかるのです。こういう点について、単にいまの補助政策の中で一定の率に定めためんどうの見方だけではとても借り切れないのではないかと。こういう場合には、その行為に対する負担は経済的にどこが負担する考えなんです。

○大山政府委員 先生の言われました特定利用権を設定しなければならぬようなところはわれわれの考えといたしましては、いわば草地利用権のうちに、未墾地を買収すべき土地について草地的利用をさせるという、形質の変更を当然の前提とするような利用権の設定ということではございせん。特定利用権というのは、耕作者が耕作してないで、その経営状況なり労働事情なり、そういういろいろな事情から見まして引き続き耕作する見込みがない場合に、耕作されないままに放置しておくのは好ましくない、そこで、いわば伝家の宝刀として共同利用の目的に供しようという趣旨でございまして。

そこで、先生が言われましたような、単に耕作放棄されているようなところについて、特定利用権というかどうかでなくて、それを開発して、いわばそういう地縁が転在しているような場合に、それも開発して利用するということではございせん、と、私たちとしては、これはむしろ利用増進事業の中に入れておるべきものであらうというふうな考えをおるわけでございまして。

利用増進事業ということになりますと、先ほど政務次官が御答弁いたしましたように、モデル事業というかつて何でも使えるというかつてこの予算を実は計上しているわけでございますが、その中において復元費も考慮してまいりたい、こ

ういうふうな考えでおるわけでございます。

○島田(塚)委員 それにしてもかなり金がかかると思うのです。政府が一応の算定基準を決めてやるのでしよう。かかった分全部をすくい上げるわけにはまいらぬと思うのです。ところが、一たん荒廃した土地をもとに戻していくということはなかなか容易ならぬ金がかかりますから。ですから、いまのモデル事業のようなことで行つたとしても、それじゃ開発にかかった費用は全部持つんだということにはならぬでしよう。そういう場合はかかった分は全部持つという考え方に立っていいわけですか。

○大山政府委員 利用増進特別対策事業として五十年で予算で国会にお願いしております内容といましては、いま申し上げましたようなところに対しては復元も含めましたものを増進事業の中身として実施する場合には、いわば二分の一補助ということを考えているわけでございます。

それから、もう少し広い範囲で、たとえば圃場整備事業をやるといふ場合に、その中にそういう耕作放棄されたままになっている土地が点在している場合、これも含めて圃場整備事業にすることは可能でございます。その場合においては当然の補助率が適用される、こういうことにならうかと思ひます。

なお、補助残につきましては公庫融資ということに相なると思っております。

○島田(塚)委員 つまり、補助残の融資部分なんです、これがやはりなかなか安く上がらない、相当金がかかっちゃった、こういう場合、その半分は補助ですけれども、残り半分もしよ切れないぐらひかかるというように、仮に起こった場合に、融資ではなかなかそれはしよ切れないんじゃないですか。現に、そういう土地に対する千アール当たりの経費がどれくらいかかるというふうな踏んでおられますか。

○大山政府委員 農地であったものが、一、二年といひますか、二、三年放置されている場合の耕地に戻すことにつきまして、われわれの調査した

ところでは、二、三万でできるというふうな数字を持つておられるわけでございます。

なお、融資率といひますか、三分五厘資金等の融資率につきましては、ことしの予算に関連いたしました貸付条件の改定の中におきまして、戸当り三百万までは全額融資——昨年まではたしか二百万だったと思ひますが、三百万まで引き上げまして、われわれの計算ではほとんどの者が全額融資を受けられるようになったと理解しているわけでございます。

○島田(塚)委員 私は、融資部分について、お金の限度のことで申し上げているのではないのです。結局は残りの部分は融資である。融資ということ、耕作した農家が負担しなければならぬのです。ですから、その負担部分がかかり大きくなるんじゃないですか。つまり、小作料だつて、普通のいまの農作物の価格、たとえばピートを引き合ひにしてみましようか。ピートのいまの単価で土地を借りた場合に、いま二万円かかるというのを平均的な数字としておっしゃいましたけれども、そうすると残り一万円だ、だから、あと一万円はそのピートをつくつたら払えるだけの余力があるんじゃないかという単純な計算には現地はなかなか切れないのです。ですから、それならそんなところの土地を借りるよりはつくらぬ方がいひ、もしくは、直ちにピートの生産が上がるような土地がほかにあればそれを借りた方がいひ、ということ、安易に流れてしまひがちなんではないか、その辺をかなり重厚に進めてまいりませんと、そういう地帯の有効利用といふことは言うべくしてなかなか促進されないのじやないかと思ひます。現地で幾つものそういう問題に私はぶつかつておるのです。

○大山政府委員 農地であったものが、一、二年といひますか、二、三年放置されている場合の耕地に戻すことにつきまして、われわれの調査した

な状態になるかということ、私はわかりませぬけれども、それは平均的に二万とおっしゃつても、中には三万も四万もかかるころがあるだろうと思ひます。そうなるので、たとえば三万円と半分というときにはならぬのでしよう。大体平均値二万円ぐらひで押さえた上の五割補助というふうな考え方がやはり強くなるのでしようから。そうすると、書類に上がつてこない部分で大変かかった部分は全部その農家の負担ということになつてきたら、せっかく利用しないと言つて道を開いたとしても、なかなかその土地を利用しようとしないうようなことになりはしないか、その点がちよつと心配だということをお言ひするわけでありませぬ。

○大山政府委員 利用増進モデル事業といひますか、あの事業では、三カ年で標準事業費として一応五千万という金額を考えておられるわけでございます。それに対して二分の一補助というわけでございます。いまして、それはメニエー方式でやるわけでございます。その中のいまのいまの耕作されていひない土地を増進事業の対象にすることに要する経費を二万円なら二万円で押さえ切るといふつもりでございます。地方によつて非常に事情が違つておると思ひますので、五万かかるころは五万、一万で済むところは一萬ということ、メニエーでございますので、その単価については、標準単価といふのも一つ事実上はあると思ひますけれども、それに拘束されるという考え方は持つておりませぬ。

○島田(塚)委員 それはわかりました。ところで、利用増進規程を設けられるようでありませぬけれども、小作契約といひますか、耕作契約、これは一応三年といふようなことをお考えのようですけれども、どうですか。

○大山政府委員 利用増進事業を考えます際に、貸し手、借り手の全員の同意といふようなことが前提になるわけでございます。そこで、存続期間の問題につきましては、作目でありませぬか、あるいは土地の利用状況、あるいは所有者、利用者

の動向、意向、こういうことによつて実情に依つて決められるわけでございますけれども、少なくとも三年ぐらひを当面の目標といたしまして漸次定着化するとともに、そういうような方法に指導してまいりたいと思ひます。

○島田(塚)委員 委員長、大臣がお見えのよう、畜安法の方に移るそうですから、一時中断いたします。

○澁谷委員長 どうもありがとうございます。

○澁谷委員長 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 この際、畜産物価格安定法の改正案に対して、安倍農林大臣に質問をいたします。

第一に、畜安法の中に、国内生産の牛肉を対象にして、さらに農林省令で定める規格に適合する牛肉については事業団の買入れ対象にするということが政府の今回の改正案の内容でございます。この指定食肉の中の、いわゆる農林省令で指定する牛肉といふものの範囲並びにその規格について、この際明快にしたいと思ひます。

○澤邊政府委員 事業団の買入れの対象とします牛肉の種類、規格等につきましてはなお検討中でございますけれども、考え方としてはなお検討中では、市場におきます流通の中で相当なシェアを占めるものとか、それから、その種類、規格の牛肉が全体の牛肉の価格形成の指標となるようなものであるとか、あるいは特殊な最高級の牛肉であるとか、あるいは逆に非常にすそのような牛肉であるとか、そういうものは除外して考えていひたいではないかといふような三点を考慮しながら決めていくべきではないかといふふうな考えをお申すわけでございます。現在なお検討中でございますけれども、事務的な検討の段階といたしましては、いま言いましたような点を考慮いたしまし

て、和牛の「去勢の中」、それから乳牛の雄、去勢でございますが、これの「中」をとりあえず対象にしてはどうかというように考えております。

○安倍国務大臣 まだ検討の余地はあると思いますが、いま畜産局長が言いました内容を大体的に検討してはどうかというように考えております。

○芳賀委員 先日の当委員会の質疑の中においても、いま言われた和牛並びに肉用去勢牛の中肉を規格対象にするという点は委員会においても述べられたわけでありまして、国内産の牛肉の中で、市場における占有率から言うと、俗に乳産牛と言われる乳用雌が搾乳牛としての使命をおおよそ果たして、貴重な肉資源としてこれを肉用に向けてというように場合もあるわけであり、これがこの三年間の実績を見ても、国内で生産された牛肉の市場出回りの約三分の一を占めておられるわけですから、こういう貴重な肉資源を、今回国内産牛肉を法律の対象にする場合にこそさら除外するということがなれば、影響するところが甚大になるわけですから、この点について、この法律が成立すれば当然農林省令をもって規格を設定することになるわけでありまして、その際、いま大臣の述べられた和牛の去勢牛と乳牛の去勢牛の中肉を対象にするとしても、それにさらに乳産牛というのは、これは表現がまことに悪いわけですが、これも通称そう呼んでいるわけですが、これを必要と認められた場合においては、当然それを省令の定める買入れ対象にするかしないか、この点を明確にしたいと思っております。

○安倍国務大臣 乳産牛肉、この言葉には、いま御指摘がございましたようにいろいろと問題があると思っておりますが、通常言っております乳産牛肉について、これを指定食肉の対象にするべきではないかという御意見でございますけれども、これにつきましてははかねがね当委員会においても御要請がございましたし、御質問もあつたわけでございますので、これに対して農林省として、また、農林大臣としてどういうふうに考えているかということ

につきましましてお答えを申し上げたいと思っております。乳産牛肉を指定食肉の対象とするのは、本制度の仕組みあるいは酪農関係施策との関連性から、現状においては必要ではないものとも考えておられるわけですが、牛肉資源としての重要性あるいは酪農経営との関連性等にかんがみ、今後畜産振興審議会や学識経験者の意見を求めてさらに検討するとともに、今後本制度の運用を通じて乳産牛肉の価格安定が図れないと判断される事態が生じたときには、乳産牛肉を指定食肉の対象とすることを前向きに検討をし、実施を図る考えでございます。

○芳賀委員 もう少し明確にできないですか。現在の畜安法においても、農林省令で定めるところになれば、当然農林大臣の権限で決める事項をわざわざ畜産振興審議会や何かへ持ち出してお伺いを立てる必要はないと思うのですよ。そうすると、あらゆる法律に基づいた省令というものは独自判断ができない、どこかへ持っていくことになると、これは大変な問題ですよ。元来、法律に付随する政令、省令というものは、法案審議の場合においては全部整備して、それを委員会に提示して慎重な審議を求めるとするのが当然じゃないですか。最近のように、黙っていけば全く政令案も出さない、省令案については、いま大臣の言われるようにどこかの審議会に聞いてみなければわからぬじゃ、全くこれは心細いと思うんですよ。だから、省令で決める場合、その対象にする時期の問題については、法律が参議院においても今月中に成立するということになれば、三月下旬の豚肉と合わせて牛肉についても安定価格を決めるといふことになるわけですが、即刻できないとしても、国内の牛肉を畜産物価格安定法の対象にするということになれば、とにかく出回りの三分の一以上を占めているわけですから、これを無視し、あるいは排除するような形で省令を決めるというふうなことになるれば、当然、この三分の一の

乳産の市場における価格というものは、従来形成された価格よりも非常に不利な状態になるというところは専門家の畜産局長においても念頭にあると思うんですよ。だから、この点について、農林省として、大臣のもとにおいて必要ありと認められた場合には速やかに省令の対象に加えて、そして遺憾のない運営をするということであれば話はわかるが、よそへ行って聞いてこなければならぬなということでは、これは全く無責任じゃないですか。この点がわれわれは不安ですから、政府が明確にしない場合においては別に好んで法律の中に乳産牛を加えるなどということを持ち出す必要はないが、政府を信用しない場合は、対抗手段として法律事項によって立法府が決ればならぬわけだと思つてもどうしてもやらなければならぬわけですからね。

きょうは詰めの段階ですから、そういう点は率直に述べたいと思つておりますよ。

○安倍国務大臣 これは、いまお話しがございましたように、もちろん最終的には農林大臣の判断と責任において決めるべき問題であると思つております。ただ、初めての制度をこれからつくつていくだけでございますし、そういう中であつて重要な問題でもございますので、やはり、畜産振興審議会等の審議等は一応徴するという手続をとることも必要であらうと思つておりますが、これはもちろん最終的には私の判断と責任において決めるわけでございますし、先ほどから私が申し上げましたように、この問題につきましては当委員会においても熱心な御議論がございましたし、御要請が出ておることも十分承知いたしておるわけでございます。

また、乳産牛の占めるウェイトが非常に大きいことも私も十分承知いたしておるわけでございますから、先ほど申し上げましたように、この乳産牛肉の価格安定が図れないと判断される事態が生じたときは、乳産牛を指定食肉の対象とすることを前向きに検討し、実施を図る考えであると申し上げたとおり、私の判断で前向きに検討して実施

を図る考えでありますので、この点は十分御理解をいただきたいと思います。

○芳賀委員 いまの大臣の発言から言うと、畜産振興審議会等の意見を聞いてということは一言多過ぎたということになるのじゃないですか。いままでは、国内産の牛肉については制度の対象にして牛肉の分野まで確保するという目的に立って、畜産物価格安定法の中に、法律で言うところの牛肉の中へ牛肉を入れたわけですから、牛肉ということになれば、これはいわゆる和牛であろうと乳用の牛であろうと、その個体から生じる肉というものは全部牛肉です。元来乳産牛などという種類はないですよ。世界のどの文献を探しても乳産牛という種類の牛はいないですよ。国内の食肉である牛肉を、今度は価格の安定と需給の安定の目的にするわけでしょう。そのかわり一定の規格を農林省令で定めて、それを指定食肉として、その指定した分だけを買上げの対象にするということになるわけですから、その場合、最初から乳産牛を排除しますというような考え方というのは間違いだと思つております。だから、法律の目的に沿つて、国内産牛肉の価格安定と需給安定上、乳産牛についても農林省令の規格の対象にするべきであるという判断は当然生じてくるわけですから、その場合に、農林大臣としては一体省令の対象にするしかしないかということをお察し願つておるのではないかと、このことを私は言つておるのであります。

○澤邊政府委員 今回改正をお願いしております牛肉の価格安定制度の目的は、牛肉全体の価格を安定するのが目的でございます。それを具体的に買入れする場合は、先ほどお答えいたしましたような趣旨で、特定の種類、特定の規格のものを買入れの対象にいたしますけれども、目的は全体の牛肉の価格安定でございます。したがって、乳産牛は法律上当然牛肉の中に入るわけでございます。われわれといたしましては、先ほどお答えし

たように、この問題につきましては、御要請が出ておることも十分承知いたしておるわけでございます。

また、乳産牛の占めるウェイトが非常に大きいことも私も十分承知いたしておるわけでございますから、先ほど申し上げましたように、この乳産牛肉の価格安定が図れないと判断される事態が生じたときは、乳産牛を指定食肉の対象とすることを前向きに検討し、実施を図る考えであると申し上げたとおり、私の判断で前向きに検討して実施

を図る考えでありますので、この点は十分御理解をいただきたいと思います。

○芳賀委員 いまの大臣の発言から言うと、畜産振興審議会等の意見を聞いてということは一言多過ぎたということになるのじゃないですか。いままでは、国内産の牛肉については制度の対象にして牛肉の分野まで確保するという目的に立って、畜産物価格安定法の中に、法律で言うところの牛肉の中へ牛肉を入れたわけですから、牛肉ということになれば、これはいわゆる和牛であろうと乳用の牛であろうと、その個体から生じる肉というものは全部牛肉です。元来乳産牛などという種類はないですよ。世界のどの文献を探しても乳産牛という種類の牛はいないですよ。国内の食肉である牛肉を、今度は価格の安定と需給の安定の目的にするわけでしょう。そのかわり一定の規格を農林省令で定めて、それを指定食肉として、その指定した分だけを買上げの対象にするということになるわけですから、その場合、最初から乳産牛を排除しますというような考え方というのは間違いだと思つております。だから、法律の目的に沿つて、国内産牛肉の価格安定と需給安定上、乳産牛についても農林省令の規格の対象にするべきであるという判断は当然生じてくるわけですから、その場合に、農林大臣としては一体省令の対象にするしかしないかということをお察し願つておるのではないかと、このことを私は言つておるのであります。

また、乳産牛の占めるウェイトが非常に大きいことも私も十分承知いたしておるわけでございますから、先ほど申し上げましたように、この乳産牛肉の価格安定が図れないと判断される事態が生じたときは、乳産牛を指定食肉の対象とすることを前向きに検討し、実施を図る考えであると申し上げたとおり、私の判断で前向きに検討して実施

ましたように、和牛の「去勢の中」と乳牛の「去勢の中」を買い入れ対象にしていけば、それが代表的なものであり、価格の指標的な機能を持っており、間接的な効果として全体の牛肉の価格の安定が図れるであろう、こういうふうに考へてあのお答えをしておるわけでございますが、実際に実行いたしました、他の牛肉、乳酪牛を含めまして、これが価格安定が行われなくて、対象としたものだけが価格安定がされて、その他のものはたかたかあるいは価格が下がるといふようなことでは法律の目的を達しませんので、そういうこと事態が明らかになりますれば、言葉をかえて言いますと、われわれが予想しているのと違つた事態が出てまいりますれば、その段階で乳酪牛の牛肉を省令で追加していく。法律上当然追加できるわけでございますから、そのようにして対処してまいりたい、こういう趣旨で大臣からお答えをしておるわけでございます。

○芳賀委員 いまの澤邊局長の答弁であります。大体わかるのですよ。これは大事な点ですから、さらに農林大臣からこの点を明快にしてもらいたいです。

それは、法律を国会で審議して決める場合、その条文の中へ、政令にゆだねるとか、農林省令で定めるとか、そういうことをうたつておるが、これはあなたの方で決めるのじゃないですよ。われわれ立法院において、実施上の事項については閣議決定をもって、法律の精神に基づいて、実施に遺憾のないように政令で決めなさいとか、この事項については、農林大臣のもとにおいて具体的に省令事項として実施を明確にして実行しなさいとか、だから、法律が命じているわけですか。われわれ立法院において畜産振興審議会とか農林省のOBに聞きなさいなんということは、政府提案の法律であつてもそういうことはうたつてないわけですからね。そこを履き違へないようになりなさい、安倍さんのいわゆる攻めの農政はできないと思ふのですよ。

いまの局長の答弁は久しぶりで明快ですけれども、これは大事な点ですから、後やるかやらぬかは農林省令に任せておくわけだから、この点はぜひ大臣から明らかにしておいてもらいたい。

○安倍国務大臣 いま畜産局長が申し上げましたように、私も申し上げたことと変わらないわけでございますが、乳酪牛は、この法律における牛肉では法律の対象になることははっきり認められておるわけでございます。そういう中であつて牛肉の価格の安定ということが目標でございますから、先ほど畜産局長が申し上げましたような具体的な措置を講ずるわけでございますが、乳酪牛肉につきましても、この価格安定がその中において図れないというふうに判断したときには、これは指定食肉の対象として加えることは当然のことでございますし、私もこれに対しては前向きに考へていきたい、こういうふうに考へております。

○芳賀委員 その点は了解しました。

次にお尋ねしたい点は、今度は法律の制定によつて国産牛肉が畜産事業団の対象とすることになるわけですが、そうなる、いままでは事業団の業務の中で輸入に係る牛肉を事業団が買入れていることができるということになっておるわけでありまして、これは昭和四十一年の畜安法の改正で、以降そうなつておるわけですから、いままで国産牛肉を事業団の対象にしておらない場合の輸入牛肉の取り扱い、今度は国内牛肉の価格安定と需給の安定を図ることになれば、この事業団の行う輸入牛肉の取り扱いについても、目的と運営の方法というものがおのずから変わつてくると思ふのです。変わらないうことであれば、これは変なことになるわけですか。その角度から見た場合においては、当然のことであるが、この機会に畜産事業団の行う牛肉の輸入についても、少なくとも加工原料乳補給金法に基づく指定乳製品については畜産事業団が農林大臣の承認を得て輸入することができるといふゆる指定乳製品については事業団が一元

輸入を現在行つておるわけですよ。その事業団が今度は国内の牛肉を扱う。いままでも業者が輸入した牛肉を事業団が買入れしてきておるわけでありまして、この点を整理して、事業団の一元輸入が行われるように法律を整備する必要があります。あるのではないかと、いふふうに考へられるわけでありまして。

この点について農林大臣のお考えを聞かせてもらいたいと思ひます。

○澤邊政府委員 事業団が直接輸入をやれという御趣旨の御意見かと思ひますが、これは御指摘がございましたように、乳製品の場合には不足払い制度の一環といたしまして事業団が直接輸入をすることができるようになつておるわけでございますが、他の農林物資につきましても、たとえば食糧物資、米のような場合、これは民間が輸入した物を政府が全量買上げる、ほかの者は輸入した物を買つてはいけません、こういう趣旨の規定になつておるわけでございます。その点、牛肉につきましても、従来もあるいは今度の改正によつても変わらないうわけでございますけれども、事業団は直接に輸入業務を行うということができなくて、「輸入に係る牛肉を買入れることができる」という規定そのままになつておるわけでございます。牛肉を直接輸入するということは、みずから輸入許可を受け、これに基づいて輸入することでございますし、輸入に係る牛肉の買入れを事業団が買入れられることにはなるわけでございます。輸入に係る牛肉の買入れの場合、具体的には、事業団が発行いたしました発注書を有する者に対して、その発注書に記載されている数量を国が割り当てをし、これによつて輸入された牛肉を買入れられるものでありまして、現行の輸入割り当て制度を前提として運営されます限り、事業団が直接輸入業務までやるといふ場合と輸入した物を買入れられるという場合には、実際上大きな差はないといふふうに見えておるわけでございます。

事業団が直接輸入業務をやるといふことになり

ますと、現在の組織なり機構、陣容をもつていたしましては、輸入関係の特殊な業務でございますので、全部事業団がやるというところは非常に困難でございます。専門知識も乏しいということもございまして、結局また民間に委託せざるを得ないということになると思ひます。そういうことになりますれば、いよいよ輸入した物を買入れるということと差がなくなるわけでございます。しかも、先般お答えしておりますように、事業団が一元的に輸入した大半の物の取り扱いをするというところを、これもやっておりますし、今後もある予定にしておりますので、その点は直接事業団が輸入業務をやるといふ場合とほとんど差がないといふように考へております。

○芳賀委員 いま畜産局長から説明のあつた中に、まず、食糧管理法においても、業者が輸入した米麦について、それを政府が買入れすることになつておると言ひましたが、これは間違ひじゃないですか。さういふ趣旨の趣旨の趣旨があるといふことを予測してないから食糧庁長官の出席は求めていませんが、これはだれか食糧法の規定を知つておる政府委員はいないですか。

○澤邊政府委員 私がいまお答えをいたしましたのは、食糧管理法の十一條でございますが、「米穀及小麦ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ハ政令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ」とありまして、許受を受けなければなりません。それから二項の、「前項ノ規定ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ米穀又ハ小麦ノ輸入又ハ移入シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル米穀又ハ小麦ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ売渡スベシ」という規定で、現在輸入した物を買入れられておるといふように聞いております。

○芳賀委員 いまあなたは食糧法を読んだからさうなつておるわけでしょう。先ほどの答弁はさうじゃないですよ。あなたの答弁は、食糧法に規定されておる米麦においても、業者の輸入した米麦

を政府が買入れをしておる、それを、現在の事業団の輸入牛肉については、業者の輸入した物を買入れられたものとあたかも同じであるようなことをあなたは言っておたわけだ。そうでしょう。米麦の輸入あるいは国内の移入にしても、これは厳重な統制をしているのですから、業者の輸入した米麦は命令の定めるところに従って政府に売り渡すべしという命令がここに規定されておるわけですからね。それを、業者が輸入した牛肉を現在の事業団が買入れられることができるというふうな、そういう規定と混同するようなことでは問題ですよ。ただ、食管法においては、この十一條の条文に基づいて、食管法施行令の第十四條の二で、政府の委託によって米麦の輸入、輸出ができるということも政令事項でこれはうたがってあるわけです。だから、勝手に業者が通産省から輸入の発券を受けて米麦を買ってくるなどというわけにはいかぬですよ。だから、食管法を援用するならば、当然事業団の一元輸入というものはやるべきなわけですね。そのほか畜産事業団がやっておる指定乳製品は、これは一元輸入をやっておる。あるいは蘭糸価格安定法によっても、これは国会の委員会修正で、必要な事態の場合には事業団が一元輸入できることになっておるわけですから、だから、この機会にやるべきでないかということをお私に指摘しておるわけです。これは大事な点ですから、大臣から御説明願います。

○安倍国務大臣 御存じのように、牛肉の輸入につきましては、従来から輸入割当て制度のもとにおきまして、牛肉の価格及び需給動向に即応して輸入量を調整するために、輸入牛肉の大部分は畜産振興事業団に取り扱わせておるわけでございます。今回牛肉を指定食肉に追加することに伴います。従来以上にこれはきめの細かい輸入調整が必要となってくるわけでございます。このために事業団の輸入牛肉の取り扱いを通ずる価格安定機能を最大限に發揮させることはもちろん大切なことではございますが、このために平常時におきましては輸入牛肉の大部分を事業団に取り扱わせる

こととするともに、特に必要がある場合には事業団に一元的に輸入を取り扱わせる措置を講じたというふうな考えをしておるわけでございます。これによりまして、今回の国産牛肉の買入れ措置と相まって牛肉の価格安定が十分図り得るものと考えておるわけでございます。したがって、特に必要がある場合には事業団に一元的に輸入牛肉を取り扱わせるという考えを考えておるわけでございます。

○芳賀委員 いま大臣の答弁された点について、二月二十六日の当委員会において畜安法の審議をした際、稲富委員の質問に答えて、現行制度によっても事業団の一元輸入と全く同様の行政によるところの取り扱いができるということをお農林大臣は繰り返して言われたんですよ。私も聞いておりましたが、その点はどういふやり方をもって現行制度でやれるかということが理解できないわけですから、大臣の言われたところの、現行制度のもとにおいて事業団が一元的な取り扱いができるというのには、たとえば具体的な方法としてはどういふふうにするわけですか。これは局長からでもいいですよ。

○澤邊政府委員 先ほどお答えいたしましたように、現在事業団が直接輸入はいたしておりませんが、輸入した牛肉を買入れられることができるというようになっております。これは具体的に、事業団が発行いたします発注書を有する者に対して、その発注書に記載されておる数量を輸入割当てするというところでございます。大臣がお答えいたしましたのは、特に必要があるような場合には、これは常時というわけではございませんけれども、特に必要がある場合には、事業団が発注書を持たない者には一切輸入割当てをしない。そういうことによりまして、實際上輸入してから事業団に売る者でなければ輸入もできないというふうな運用を農林省としてはしていきたくて、どうもよくわからぬのですが、それは通産省の貿易局長が来ているはずですが、そ

の輸入割当ての発券は行政上通産省がやるわけですから、いまの点、現行制度のもとにおいて畜産事業団は牛肉の輸入業務を一元的にやることのできる、法律を改正しなくてもできるという点について、所管の通産省としてはどういふふうにするのですか。

○岸田政府委員 牛肉の輸入制度の運用に当たりまして、国内の需給安定に意を用いるべきことは私どもとしても十分心得ておるつもりでございます。このような見地で従来から農林省とはよくお打ち合わせをしながら運営を進めてまいりましたところでございます。

いま農林大臣のお答えにもございましたように、現在でも、輸入割当ての方式といたしまして、その大部分は事業団の発注書を前提として、それに応じて割り当てするという方式をとっておるところでございます。

さらに加えまして、今後の運営として、価格が極端に低迷する等々、特に必要のある場合には全量この事業団の発注書方式にするということは現在の法律の運用においても可能でございます。いま農林大臣からお答えいただいたとおりかと思っております。

○芳賀委員 われわれの承知している範囲では、とにかく二元的な輸入になっておると言うのです。これは事業団も直接輸入するわけではないですからね。通産省から輸入業者が割り当てを受けて、輸入した牛肉を一定量事業団に売り渡しをする。後は全体から言うところの100%程度としても、これはいわゆる民間貿易と称して、つまり事業団にやらない、民間の業者が直接通産省から割り当てを受けて牛肉の輸入を行う、そういうことになっているでしょう。それなら割り当ての事前措置として、とにかく100%の上期下期の輸入計画の中で90%は事業団扱いにさせる。あとの10%は民間貿易。恐らく農林省、通産省が相談して、上期下期の輸入計画に基づいた数量の配分をしますと思うのです。だから、大臣の言われたように、現行制度においても、法律の改正をしなく

ても事業団が一元的に輸入された牛肉の買入れができるということになれば、二本立てにした通産省の割り当てというものを全部、つまり100%畜産事業団に割り当てをするということにしなければ、この一元的な輸入牛肉の買入れはできないということになるわけですね。それは、形式は農林省、通産省の合議によることにならなければ、しかし、農林省としてこういう輸入計画で輸入が必要であるということになれば、協議事項であつても農林省の方針というものは通産省においても同意すると思うのです。具体的な実施ということになれば、そういうことですか。

○澤邊政府委員 これまでも、輸入割当ての枠の設定と、その中で事業団が輸入された牛肉の取り扱いをどの程度にするかということについては、具体的に言えば、先ほど来お答えしておりましたように、事業団の発注書がない者には輸入割当てをしないという部分をどの程度の割合にするかというふうなことにございまして、農林省から通産省に要請し、あるいは通産省の方からも御相談があつて、十分話し合いをした上で、一致したところで実行しておるわけでございます。

そういう意味におきましては、今後も密接な連絡をとりまして、従来と同じように大半は事業団の発注書に基づいて輸入をする。一部につきましては、俗に民間輸入と言っておりますが、言葉は必ずしも正確でないと思っておりますが、その部分については、事業団の発注書がなく、商社割り当てなりあるいは他の実需者の発注書に基づいて割り当てをするというふうなことを通常の場合にはやる。ただ、特に必要がある場合におきましては、全量事業団の発注書に基づかない者には割り当てをしないということにいたしますれば、その場合には、輸入した物は全部事業団に売り渡さなければならぬということに事実上なるわけでございますので、一元的な取り扱いが特に必要な場合には、国内の価格安定制度との適合性、調和がよ

○芳賀委員 私の聞いておるのはこういうことな
んです。二月二十六日の当委員会の審議の中にお
いて、同僚稲富委員の質問に答えて、農林大臣
は、法律を改正しなくても現行法の規定において
事業団の一元的な買入れはできるということを
繰り返して言われておるのですが、それが現実
にできるということになれば、いまの日本とオー
ストラリアの輸入牛肉の四十八年度下期の割り
当てを、事業団分の四万トンを超す凍結して、四十九
年については輸入割り当てをしていないわけ
ですから、これが日本と豪州間の輸入牛肉問題に
ついて、輸入割り当てをした分までも日本政府は凍結
しておるのじゃないかというふうなある種の不信
感がまだ払拭されておらぬわけですからね。だか
ら、今後当然これは法律を改正すべきである、す
つきりした形で、輸入牛肉についても管理貿易の
形で、国産牛肉と輸入牛肉を畜産事業団が業務と
して扱うべきである、と、そういうことをわれわ
れは一貫して主張しておるわけです。

それを大臣は、現行制度のもとにおいて政府が
行政運用によって一元的な扱いができるというこ
とを言われておるわけです。しかし、いま局長の言
われておるのは、畜産事業団の発注分だけにつ
いては、ということでしょう。全部とはあなたは言
っていないでしょう。畜産事業団の発注分を業者
は事業団に売り渡すのはあたりまえのことです。か
ら、それじゃ一元的でないでしょう。割合はたと
えば一〇%であっても、民間貿易に、通産省が直
接業者に割り当てしておるわけですからね。それ
も含めないと、これは一元的な扱いということに
ならぬわけですからね。行政的にやるということ
になれば、その輸入計画の全量を超す畜産事業団
に割り当てをするということから行わなければ、
現行制度のままでは、これは一元的な取り
扱いは絶対にできないでしょう。それを、この法
律が通れば行政運用でやると言うのか、やれると
いうのか、その点がわからないです。

○澤邊政府委員 先ほどからお答えしております
ところが意を尽くさないところがあるかと思いま
すけれども、事業団の発注書に基づいて割り当て
をするものと、事業団以外の発注書に基づいて商
社に直接割り当てるといふものが通常の場合あ
るわけですが、事業団の発注書に基づいて
なければ割り当てないという部分が大半である
というふうな、通常の場合はこれまで運用してき
ておるわけですが、一部は事業団の発注書
がなくても輸入割り当てが行われておるわけ
です。その部分をいわゆる民間と言っているわけ
ですが、それが、特に必要な場合には、全部事業団の
発注書がない者については割り当てをしないとい
うような運用が現行法のもとにおいてできるわけ
でございます。そうならば、輸入したものは事
実上全部事業団に売らなければならぬ。発注して
いるのは事業団だけではかの人はいないわけ
ですから、一般の商割りのものがなくなるというこ
とになります。輸入したものは全部事業団に
いく。こういうことが特に必要な場合にはそう
いう割り当てをすればできるわけでございます。こ
れは現行法上でもできるわけでございます。特
に必要がある場合にはそのような運用をしたい、
こういう考えでおるわけでございます。

と申し上げましたけれども、大半は事業団の発
注書がある者だけに割り当てする。ただ、一部につ
いては事業団の発注書がなくても割り当てをす
る。こういうことで、一部はいわゆる民間貿易とい
うものは残っておりますけれども、必要が生じた
場合にはそのような民間輸入の道も一時的に閉ざ
していくという運用を考えておるわけでありま
す。

○芳賀委員 局長、答弁をなすだけ詰めてくだ
さいね。あなたがいま答えたのは、現在のやり方
がこうだということを述べておるにすぎない。大
半を事業団が扱っておる、一部を民間でやってお
ると言うのなら、いまやっておる形でしょう。そ
うじゃないですよ。農林大臣が稲富委員に強調さ
れたのは、法律を改正しなくても現行制度のもと
において事業団が——これは現行制度ではどうし
ても直接輸入できないですからね。とにかく、輸
入牛肉については一元的に事業団の買入れがや
れる。本当にやれるんならそれも一つの処方であ
るといふふうなわれわれも考えておるんですが、
ね。そうならば、繰り返して言うようだが、通産
省がまず——上期、下期の輸入目標というのは、
これは農林省が策定するわけでしょう。その必要
と認められた全量を超す手続上の順序として畜産事
業団にその全量を割り当てしなければならぬでし
ょう。それを基礎にして、事業団がいわゆる指名
業者というのを持っておるわけでしょう。これは食糧
庁でも何でも、管理貿易をやる場合にはほとんど
業務委託のような形ですね。これは、食糧庁にし
ても、畜産事業団にしても、指名業者というのを
選定して抱えておるわけですからね。だから、そ
の指名業者を集めて、まず農林省がその期間に輸
入する牛肉の最低価格というのを決めるわけ
でしょう。いわゆる敷札というものを事業団が農林省
と相談して決める。それに対して指名業者に入札
をさせるということになるわけでしょう。入札の
結果、事業団の敷札に最も近いものを数社選定し
て、その業者に牛肉の輸入をやらせる。その行わ
せることに決まった業者に対して初めて通産省が

○芳賀委員 そうならば、通産省としてまず事業
団に輸入目標の全量を割り当てしなければならぬ
ということになるでしょう。そうならば、今度は
事業団がその指定業者に発注するわけですから
ね。局長の言うのはそれとちょっとニュアンスが
違うのじゃないですか。

○澤邊政府委員 特に必要な場合には事業団の発
注書のない者には一切輸入割り当てをしないとい
うことになりますと、輸入割り当てを受けて輸入
できるものは、輸入した牛肉は全部事業団に売
り渡すということになりますので、輸入して事業団
以外に流れるというものは一切なくなるわけ
でございます。そういう運用は現行法のもとにおいて
もできますので、そのような運用を特に必要があ
る場合にはしていきたい。しかし、常時そのよう
にするというところまでは考えておりませんけれ
ども、ただ、平常時の場合には大半、先生は九割

正規の輸入割り当てをする。発券をするわけ
です。そういう順序でやっておるわけでしょう。
ところが、民間貿易についてはそういう順序を
経る必要はないのですよ。直接輸入業者に対
して、一部であっても、一定数量というものを割り
当てする。それが輸入割り当て制ですからね。だ
から、一元的にやるということになれば、あらか
じめ畜産事業団に与える枠というものの全量を畜
産事業団に与えるということにしなければ、それ
を基礎にして業者に入札をさせて、選定した業者
に対して、その割り当て数量の全体に充当でき
るだけの輸入割り当てを通産省がやるわけです。か
ら、そうできるということ、やればできること
はわかりますけれども、今後国産牛肉の管理をす
るためには、畜産事業団の場合には、今度は輸入
牛肉の放出については、国産牛肉が豚肉と同じよ
うに上位安定価格を超えて高騰するおそれがあ
る。すでに高騰したという場合には、手持ちを放
出して、国内の買取りった牛肉があればそれも放
出することになるわけですが、そうして上位安定
価格を超えないように、消費者保護のために安定
を図る。事業団はその目的に従って業務をやるわ
けですが、いわゆる民間貿易ということになれば、
そういう規制というものは何もないでし
ょう。だから、国産と輸入の統一的管理を法律の
目的に合致したようにやるということになれば、
従来よりも整然とした牛肉の輸入というものを
する必要があるのでないか。だから、いまの現行
制度のもとにおいて一〇〇%畜産事業団にやら
せるといふことになれば、それも一つの方法だと思
うのですよ。直接輸入するよりは劣っていますけ
れどもね。

○澤邊政府委員 先ほどからお答えしております
ところが意を尽くさないところがあるかと思いま
すけれども、事業団の発注書に基づいて割り当て
をするものと、事業団以外の発注書に基づいて商
社に直接割り当てるといふものが通常の場合あ
るわけですが、事業団の発注書に基づいて
なければ割り当てないという部分が大半である
というふうな、通常の場合はこれまで運用してき
ておるわけですが、一部は事業団の発注書
がなくても輸入割り当てが行われておるわけ
です。その部分をいわゆる民間と言っているわけ
ですが、それが、特に必要な場合には、全部事業団の
発注書がない者については割り当てをしないとい
うような運用が現行法のもとにおいてできるわけ
でございます。そうならば、輸入したものは事
実上全部事業団に売らなければならぬ。発注して
いるのは事業団だけではかの人はいないわけ
ですから、一般の商割りのものがなくなるというこ
とになります。輸入したものは全部事業団に
いく。こういうことが特に必要な場合にはそう
いう割り当てをすればできるわけでございます。こ
れは現行法上でもできるわけでございます。特
に必要がある場合にはそのような運用をしたい、
こういう考えでおるわけでございます。

と申し上げましたけれども、大半は事業団の発
注書がある者だけに割り当てする。ただ、一部につ
いては事業団の発注書がなくても割り当てをす
る。こういうことで、一部はいわゆる民間貿易とい
うものは残っておりますけれども、必要が生じた
場合にはそのような民間輸入の道も一時的に閉ざ
していくという運用を考えておるわけでありま
す。

○芳賀委員 局長、答弁をなすだけ詰めてくだ
さいね。あなたがいま答えたのは、現在のやり方
がこうだということを述べておるにすぎない。大
半を事業団が扱っておる、一部を民間でやってお
ると言うのなら、いまやっておる形でしょう。そ
うじゃないですよ。農林大臣が稲富委員に強調さ
れたのは、法律を改正しなくても現行制度のもと
において事業団が——これは現行制度ではどうし
ても直接輸入できないですからね。とにかく、輸
入牛肉については一元的に事業団の買入れがや
れる。本当にやれるんならそれも一つの処方であ
るといふふうなわれわれも考えておるんですが、
ね。そうならば、繰り返して言うようだが、通産
省がまず——上期、下期の輸入目標というのは、
これは農林省が策定するわけでしょう。その必要
と認められた全量を超す手続上の順序として畜産事
業団にその全量を割り当てしなければならぬでし
ょう。それを基礎にして、事業団がいわゆる指名
業者というのを持っておるわけでしょう。これは食糧
庁でも何でも、管理貿易をやる場合にはほとんど
業務委託のような形ですね。これは、食糧庁にし
ても、畜産事業団にしても、指名業者というのを
選定して抱えておるわけですからね。だから、そ
の指名業者を集めて、まず農林省がその期間に輸
入する牛肉の最低価格というのを決めるわけ
でしょう。いわゆる敷札というものを事業団が農林省
と相談して決める。それに対して指名業者に入札
をさせるということになるわけでしょう。入札の
結果、事業団の敷札に最も近いものを数社選定し
て、その業者に牛肉の輸入をやらせる。その行わ
せることに決まった業者に対して初めて通産省が

その場合には、全量事業団に通産省が輸入目標
の枠の割り当てをする。それに基づいて畜産事業
団が指定業者に対して入札に付すわけですから
ね。先に入札をして、それから通産省が割り当て
の発券をするわけですが、これを直接輸入にした場
合は、これもやはり事業団が直接現地へ行って買
い付けるなんというところはできないですからね。

結局、輸入の委託業務という形で指名業者の中から数社を選定して輸入をするということになるわけです。その場合には通産省が、直接輸入です。畜産事業団に輸入割り当てをし、発券をするということになりますから、この点が違うわけです。その場合には、結局、事業団がその割り当てを受けてから、正規な手続で、目標価格に近い買い付けをしてきますという業者というものを入札によって決めるということになるわけですか。だから、その入札をする場合の予定価格というものは、現行制度のもとにおいても、直接輸入になった場合においても、良心的に事業団が行うということになれば、輸入された牛肉の価格というものは変わりはないということにはなるのですよ。

そういう業務を農林省、通産省が指導してやっておるわけですから、少なくともわれわれ国会議員よりはわかっているでしょう。毎日その仕事だけやっておるわけだからね。われわれは国政全般にわたって責任を持ってやっておるわけですからね。限定された仕事だけ任務にして毎日毎日やっておる人と、国政全般のわれわれと、その問題に限っては、それは専門の度合いとか具体的な実行の方法等については懸隔があるのは当然です。ね。われわれよりも明確にできない態度というはおかしいじゃないですか。これは貿易局長からでも、私の言った手続上の順序というのが間違っておれば、この点が間違っておるということをはっきり示してもらいたいと思います。

○澤邊政府委員 いままでやっていることと同じじゃないかという一番最初のお尋ねですけれども、先ほど来御説明しております事業団が輸入の大半を扱う、その点は従来と大体同じようにやっていますというふうには農林省としては考えているわけですが、特に必要がある場合、一元的に輸入肉を取り扱うということは従来はやっておりません。今後それをやりたい、ただ、その場合も、先生が御指摘になっておりますように、事業団が直接輸入するというのではなしに、事

業団が発注をして、その発注書のない者には割り当てをしない、こういう割り当て制度の運用をやることによりまして、事実上輸入肉を、特に必要がある場合は一元的に取り扱わせる、こういうふうにしりたいということになります。

事業団が発注する場合は、原則としては入札をして、品質なり価格も一番有利だという商社に発注書を出すわけになりますので、その点は、事業団が直接輸入業務を行う場合も発注をするという立場で一元的に取り扱います場合も大差はないわけですから、予定価格というものを定めまして、大体一番有利な価格を提示し、最も適当な品質に合うもの、そういうものの輸入できる商社に発注書を出すわけになりますので、そこは競争関係を前提として相手を選定するというやり方は、事業団みずからが輸入する場合とそうでない場合も同じような形態になるものというふうな考えでおりますし、従来もそのようにやっておるわけでありませう。

○芳賀委員 その点は私が言ったでしょう。事業団の発注を受けたことが証明されなければ、事業団の枠内に対しての割り当てというものは通産省はやらぬわけですからね。そうでしょう。だから、私がさきに具体的に述べた方法というものは、現行制度におけるいわゆる輸入割り当て制によって牛肉の輸入を行う。その輸入された牛肉を畜産事業団が買入れることができるというの、これは現行制度ですからね。だから、むしろ、農林大臣や畜産局長に私の説明した点に間違いがあるかどうか、担当の貿易局長から明らかにしてもらいたいということを言っているのですよ。

○渋谷委員長 質問している点に端的に答えてください。
○岸田政府委員 牛肉に関する輸入制度の運用におきまして、国内需給との調整を図るといふ際には、まず第一に今後の全体の輸入計画を立てるということと、その計画に基づいて外貨割り当てをする。この外貨割り当てによって、全体の輸入数

量とそれから主要なる配分方法というものが決定されるかと思っております。それに加えてさらに細かい調節を図るといふ配慮を実現するために、先ほどお話しいたしましたように、現在は大部分が畜産事業団の発注書を裏づけとして割り当てをするという方式をとっております。なお、外貨資金割り当てに際しましては、農林省に協議をして発注するという制度も現在とられておるところでございます。

お話しの中で、一部そういう制度によっていない部分があるのはどういふ理由かという点でございますが、これは、商社その他の人たちがそれだけの創意工夫なりあるいは情報網を活用して機動的に買い付けをするという余地を残しておくことが全体の運営をスムーズにするという観点からとられておる制度でございますが、しかし、お話しにもございましたように、特に緊急の事態ということになりますと、そのような配慮もしておられないという事態が起こり得るかと思っております。こういった場合には、今後の運用として、新しく全量事業団の発注書を裏づけとするという方式をとることににつきましては、先ほど来お答えいたしておりますように、私も今後の方策として考えてみたいと思っております。もしそのような制度ができるならば、実質的には事業団の発注というものがすべて外割りの前提になってくるといふことになりませうし、また、それによりまして当初ねらっておりました需給に関する細かい調整ということが可能になる、こう考えておるところでございます。

○安倍国務大臣 私がお答えをいたしましたのは、現在の制度におきまして今日までは一元的な輸入の取り扱いはやっていないわけですが、しかし、今後特に必要と思われる事態が生じたときには、その制度の運用によりまして、先ほどから畜産局長が言いましたように、事業団の発注がなければ輸入割り当てはできない。こういうふうな運用によって一元的な輸入の取り扱いができる。ですから、現在の制度の運用によって、特に必要

な場合においては一元的な輸入の取り扱いができるのだということを言っておるわけでございます。

○芳賀委員 ただいまの岸田貿易局長の説明はわれわれも理解できるのです。いままでは事業団に対して一元的な割り当てはしてこなかったのです。制度改正というのは国産牛肉を対象にするわけだから、これは輸入牛肉をその枠内に入れたいということになれば、今後本当に価格、需給の安定を図ることはできないわけですね。新たな目的が生じてきたわけだから、それに対応するためには、現行制度のもとにおいても、通産省においても、今度の改正された法律の目的に合致されるように牛肉の輸入割り当て業務を行うということになれば、いままでは恐らく農林省がやりたいと言わなかったわけでしょう。しかし、法律は農林省所管ですからね。今度は、現行制度のもとにおいても、畜産事業団に一元的な買い入れをやらせていただくわけだからね。大部分とか、非常の場合、というふうなことで逃げておるわけじゃない。むしろ、農林省が前向きになって、攻めの農政の安倍農政のもとにおいて、法律改正をしなくても事業団に一元的な扱いをさせますぐらいのこととは言うべきじゃないですか。われわれは、通常に概念的に考えておるわけだけれども、いまの貿易局長の答弁というものはなかなか明確に理解できるのです。大臣、そう思わぬですか。

○安倍国務大臣 私がお答えしたのは貿易局長が答えたのも変わらないと思うわけですが、いま芳賀さんのおっしゃいますから、そういう中にあって輸入の秩序というものはつくっていかなければならぬわけでありませう。ですから、これまでは一元的な輸入の取り扱いということとしてはおこなったわけでございますが、今後において、新しい

制度に基づく運用として、特に必要な場合においては一元的な輸入の取り扱いができるような運用を図つていかなければならないし、また、これは今日の制度においても十分やり得る。こういうことですから、そう変わつてはいないと思うわけ

〔委員長退席、笠岡委員長代理着席〕

○芳賀委員 それならわかるのですよ。そういう趣旨でこの間稲富委員に答弁したのでしよう。だから、問題は、先ほどから澤邊局長が繰り返して盛んに言つておられるが、その前に畜産事業団は入札をやるわけですからね。通産省にしたら、畜産事業団に九割なら九割の——総体十万吨であるば、九万吨は畜産事業団の分、あと一万吨は民営という場合、発注書を出す場合には、畜産事業団はまず業者を集めて入札をして、そして数社を選定して、それに対して、この会社は一万吨とかこの会社は二万吨とか言つて、合計すれば九万吨になるようにして発注書を与えるわけですから、通産省だつて、その発注書を持つてい

れる、やれると言つておるから、ではどうするかということをお聞い

○安倍國務大臣

私の考えもいまの芳賀先生の考えもそう変わつていないと思つていますが、私がいつも言つておるのは、特に必要な場合においては一元的な輸入の取り扱いができるような運用が現在の制度においてもできるんだということを言つて

○芳賀委員

だから、できるということはわかつたんでしよう。やればできるということはわかつたわけだから、あとは、この法律が成立した後にやるかやらぬかということの問題だけが残るわけですから、できることであれば、農林大臣が政府を代表しているのだから——私は本当はきょうは通産大臣の出席を要求しているのですよ。しかし農林大臣一人でも現政府を代表できるわけですから、やれるということはわかつたわけだから、やれるのであれば、あとは実行だけが残されておられるので、大臣の明確にされた事業団の一元的な取り扱いということ

○安倍國務大臣

牛肉の安定価格につきましては、現在、学識経験者等の意見を聞きまして、その算定方式について検討を進めておるところでございますが、いづれにいたしましても、よく御承知のように、一度生産が縮小すればその回復がきつて、現在

に図れるよう、畜産審議会の意見も聞いて決定を

○安倍國務大臣

しかしながら、現時点においては、生産費等安定価格を算定するに当たり使用すべき資料もまだ未整備でございます。今後長期にわたりまして肉用牛経営の動向を大きく左右する安定価格の算定方式を現在の時点において固定的に決めるということにつきましては問題が多いために、今後の資料の整備等を待つて順次検討を加えて、より適正な算定方式に改めていきたい、こういうふうに考

○芳賀委員

それをどういふような骨子でやるか、その行方方針をここで示してもらいたいとい

○安倍國務大臣

この制度は、本来、市場における自由な流通及び価格形成を前提として、市場における異常な価格変動を防止することを目的としておる点が第一点であります。第二点としては、肉用牛の肥育経営が合理化、規模拡大等改善の余地がまだ大きく、今後合理化、規模拡大を図る必要があること。さらに、第三点としては、本制度を、牛肉の再生産の確保を図ることのみならず、牛肉の消費者価格の安定にも十分役立たせる必要があると考えられること。そういう事情を十分に考慮して決めたいというふうに考えておるわけでございます。

○芳賀委員

そこで、具体的にお尋ねしますが、今回の政府の改正は価格条項に触れていないですね。触れていなければ、現行法の指定食肉ということになれば、今度は牛肉と豚肉まで入つて指定食肉ということになるわけですからね。現行制度

○安倍國務大臣

指定食肉というところでは、再生産確保を旨として決めたいということになっておつて、これによって、食肉の関係では豚肉の安定価格、いわゆる安定下限価格と上限価格というものが毎年決められるわけだし、同じ法律の条文によつて、加工原料乳補給金法というのは畜安法から

分かれた関係もあつて、加工原料乳補給金法に

○安倍國務大臣

ける保証乳価の決め方は、法律の条文から言うと、畜安法の指定食肉の安定価格を決める場合と全く同じ条文になつておるのです。同じ条文のもとにおいて同じ事業団が扱ふ食肉と加工原料乳とがある。ところが、保証乳価と安定価格の決め方が違ふのです。法律の条文は全く同じだが、算定方式が違つておるのです。ただ、再生産を旨として畜肉の生産者の立場を攻めの農政で重視するということになれば、一体、保証乳価を決める場合の算定方式によるのか、あるいはこの豚肉の安定価格を決める場合の算定方式によるのか、これは大まかに言つて二つの方式が現存しておるわけですからね。だから、基本的な方針としてはどちらの方式に基づいた算定を行おうとしておるか、そのくらいのことではわかるでしよう。もう急いで上げてくれ、上げてくれと言ひながら、算定方式はまだ考へていませぬんというのはいかぬと思つたのですよ。その点率直に答弁してもらいた

○安倍國務大臣

確かに、加工原料乳の場合と豚肉の場合の価格につきましては算定方式が違つておるわけでございますが、法律の条文は同じでも算定方式が違つておるといふことは御指摘のとおりでございますが、今回の牛肉の安定価格帯の算定方式につきましては、まだはつきり固定をしてい

○安倍國務大臣

るわけではございませんが、私といたしましては、実勢方式といふか、そういう方式で決めたい、こういうふうな考えを持つておるわけでございます。固定しておるわけではございませんが、現在のところはそういう考えを持つておるわけでございます。

○芳賀委員

それでは、豚肉の安定価格を決める方式でいきなさいといふのですか。

○澤邊政府委員

豚肉の安定価格を決めますのは、俗に需給実勢方式と言つておりますけれども、正確には過去の基準期間五カ年をとりまして、その平均価格を、最近の生産費基準年次に対します最近の生産費と、基準年次の生産費を最近

の生産費で物価修正したもの、その指数を掛けまして出すというのが基礎になっております。

したがって、先ほど大臣がお答えしましたのは、それを需給実勢方式と俗に言っておりますので、それを買い入れ、売り渡しという同じような制度でございまして、それを基礎にして検討したらどうかというように考えておられるわけでございます。もちろん、豚肉の場合におきましても、単なる需給実勢だけではなくして、生産費の最近の動向というものは十分織り込まれるというようにならなければならないので、牛肉の場合も、同じように生産費というものは算定の一つの要素になるということについては変わりはございませぬ。

○芳賀委員 豚肉の安定価格の決め方については、これは三十六年に畜安法ができてから毎年議論しているところですが、この一番の欠点は、豚肉あるいは牛肉を生産する場合の実際投下された生産の経費というものが的確に計上されておらないでしよう。あるいは豚、あるいは肉牛の飼育管理等に投下された自家労働というものが的確にこれは加算されていないわけですからね。そうすると、結局、食管法で決める米価等については、これは生産費所得補償方式で計算してやっておりますから、少なくとも、今後国内において肉資源を確保するということがなれば、生産者の投下した労働力あるいは実際に投入された経費等というものは、価格決定の一番基礎的な要素にするというものは当然なわけですよ。それを市場価格の五カ年間の実績を基礎にするわけですからね。生産費と言っても、自家労働については他産業労働費の大体半額ぐらいの農業日雇い労働で生産費というものは出ておられるわけですからね。それに生産と需要との間において、国内で増産する必要があるとか、過剰傾向になったから抑える必要があるというような場合に、需給促進とか需給抑圧の係数というのを最後に方程式の中で使うことになっておるのですね。

これを欠点の多い需給均衡方式で最初に牛肉の

価格を決めるということになれば、これが基礎になるから、その翌年にまた決定する場合においても根本的な改善はなかなかできないと思うのですよ。だから、私は、いまの自民党政府のもので、少なくともわれわれの注文どおりなことはできないと思うのですよ。それはわかっています。すでに実績のある加工原料乳の保証価格の算定方式くらいはこれの際最初から取り入れて牛肉の安定価格を決めるべきでないかというふうに考えておられるのですが、その点は大臣としてはどうですか。

○安倍国務大臣 現在のところは、先ほど申し上げましたように実勢均衡方式で決めたいというふうな考えを持っておられるわけですが、しかし、牛肉につきましても、御存じのように、これが生産が縮小すればなかなか回復が困難であるという特性があるわけでございますから、こういう点は価格を決める場合におきましても十分配慮をして決めていくことが必要である。これも算定において十分配慮を加えるべきことだというふうには思っているわけでございます。

したがって、現在では、加工原料乳保証価格の方式をとっていくという考えよりは実勢方式でやるということでありますが、しかし、繰り返すようでございますが、牛肉の生産が縮小したら拡大は困難であるという特性だけは十分配慮していきたい、こういうふうには思っております。

○芳賀委員 安倍大臣も、あなたは三木クリーン内閣のもとにおける閣僚としての責任を持っておられるわけですからね。三木総理にしても、言うことはなかなか国民の期待を集めるようなことを言っておられるが、全然実行できないでしょう。あなたがそのとおりに私は言いませんけれども、とにかく、攻めの農政をやるといふことをちゃんと旗を立てて言っておられるなら、この畜安制度の運用にしても、大事な価格決定の方式にしても、従来同様の豚肉と同じような需給均衡方式でやりたいということになれば、これは何も攻めにならないでいいですか。退却じゃないですか。

いま、豚肉にしても、政府の価格政策が貧困な関係で生産減退しておるでしょう。牛についても、乳牛にしても、肉牛子牛にしても、子牛が非常に不足しておるでしょう。結局、これは生産者が意欲を失ったという証左ですからね。それじゃ、豚肉について、弾力関税を適用して、無税で外国から豚肉を輸入するというのを先日決めたでしょう。「ところが、そんな安い豚肉が入ってこないでしょう。いま、豚肉の市場価格は、安定上位価格をはるかに超えて、枝肉一キロで大体九百円くらいでしょう。ところが、アメリカにおいて豚肉というものは全く不足して、むしろ市場においては牛肉より豚肉の方が高いような状態ですからね。国内の肉資源を政策の貧困によって枯渇させるような状態で、不足分は関税を無税にして輸入すればいいと言つても、安い畜肉なんというものは入ってこないわけですからね。そうなれば、国内において資源の確保をしなければならぬ。生産者の生産意欲をかき立てるためには、一番有効な施策としては、いま放任された価格政策というものを相当積極的に進めなければならぬということになるわけですからね。

〔笠岡委員長代理退席、委員長着席〕
だから、国内の牛肉をわざわざ畜安法の対象にする以上、値段の決め方についても、当然豚肉もあわせて、ことは思い切った積極的な算定によるって生産者が安心できる価格を決める必要があるんじゃないかというふうに思っております。この点については、攻めの農政でこうやるぐらいのこととはぜひ言ってもらいたいですね。

○安倍国務大臣 私、今日の農政の中におきまして、価格制度を充実していくというか、改善していくということは大筋なことである、これからわれわれが積極的に取り組んでいくことであるという基本的な考え方を保持しておられるわけでございます。そういう観点に立って今回の場合も決めていきたいというふうに思っておりますのでございまして、審議会においても、いま芳賀先生の御指摘の問題が一番大きな議論になると思っております。

十分配慮して決めていきたいと思うわけでございますが、全体的には、牛肉を指定食肉としてお願ひして、畜安法の中の指定食肉にしたいだけ、同時に、また、国会の中の御意見も十分考慮しながら、先ほどの乳酪牛の問題にしても前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

それから、輸入の問題につきましても、先ほど申し上げましたような運用によって一元的な取り扱ひもしていただけるということにいたしておられるわけでございますが、全体的には前進をしていきつつあると思っております。

もちろん、まだまだこれから十分努力しなければならぬところがあることは自覚をしておりますし、何としても畜産につきましては、畜産農家が生産意欲を持って今後の畜産経営に取り組みたいけるという、これは価格政策ではなくてそれぞれの生産対策を含めて今後ともわれわれに課せられた大きな課題であるということを感じたいと思っております。

○芳賀委員 もう一点。これは最後になります。この畜安法の中においても、豚肉もそうであるし、今後、牛肉も、政府が決定した安定下限価格を下回り、あるいは下回る恐れがあるという場合に初めて事業団の買入れ発動ということになるわけですが、そこに至る段階において、指定生産者団体は、これは牛肉の場合においても、農協組織の全農が畜安法の指定生産者団体ということに省令で決められると思うのですよ。その指定生産者団体が国産牛肉の調整保管計画を策定して、そして、まず農林大臣の承認を受ける。承認された計画に基づいて、指定生産者団体である全農が牛肉あるいは豚肉の調整保管を行うわけですからね。ですから、買入れ発動ということになれば、指定生産者団体の調整保管行為の中における牛肉あるいは豚肉を優先的に買入れられるということになるわけですね。

ところが、牛肉にしても、主要生産地というのは、東京、大阪等の大消費地、いわゆる法律にあるところの二つの中央卸売市場から見ると、九州

あるいは北海道というふうに相当遠隔な地が牛肉等の主要な生産地域ということになるわけですね。従来の問題は、買入れ発動をやる場合においては、東京と大阪の中央卸売市場における安定下限価格のいわゆる買入れ価格を基準にして、その指定買入れ場所が、産地買入れの場合においては、主要生産地域の中において買入れすることができるといことになるわけですね。これは当然なことではありますが、その場合の買入れ価格は、中央卸売市場の基準価格から運賃とかそれに付随する経費を控除した安い値段で買入れるといことに従来の運営はなっておるのですね。そうすると、国内の地域によって生産者に与える手取り価格というものは異なるわけですね。こういうことは畜肉以外にはないわけですよ。米麦にしても、あるいはイモでん粉にしても、あるいは砂糖原料のてん菜、サトウキビにしても、政府が告示した価格はいづれも生産地における、あるいはその圃場における生産者に対する保証価格ということになっておるわけでありまして、今後買入れられる場合の運用としては、産地の買入れ場所において、全国どの場所であっても生産者の手取り価格というものは均一になるように実行すべきだと思ふのですよ。これはできないということはないと思ふのですね。

それは、先ほど言いました指定生産者団体が豚肉あるいは牛肉の調整保管行為をやっておるわけですから、その指定生産者団体は、農業協同組合の組織の中において、米は政府の直接買入れであります、農産物、牛乳等についても目的として取り扱いはしてある。特に、畑作農産物等については、共同計算方式によって運賃、経費等はプール計算にして計算をするわけでありまして、全国どの生産者も手取り価格は統一され、均一になっておるわけですね。このことが畜肉だけにできないということはないと思ふのですよ。だから、買入れの場合においては、たとえば指定生産者団体が一万トンとか五万トンとというような数量を一括買入れをするという、そ

ういう買入れ契約を行えば、生産者手取り価格の均一化ということは当然でできると思ふのですね。

ですから、この点について、牛肉を対象とするという機会に従来のやり方を根本的に改善する必要があるんじゃないか。検討を加えて改善すべきだと思ふますが、この点はどうか。

○澤邊政府委員 現行規定によりまして、指定食肉の買入れ価格は、特定市場におきまして安定基準価格というものを決めます。特定市場は東京、大阪と全国の代表的な市場でございます。それから、他の地方市場におきましては、特定市場について決めました安定基準価格から、通常の場合に見られます市場間の格差を——平均的に見まして、過去の実績から見まして、たとえば東京と宇都宮の市場は幾らかの格差が平均的にあるというふうなところを見まして、各市場ごとに格差を引いた額で買入れをする。それから、産地買入れの場合には、市場の区域内、中央市場なら中央市場の区域内の場合には、その市場の買入れ価格から手数料を引いた額、それから市場の区域外の場合には、最寄りの市場の買入れ価格から市場手数料と運賃諸掛りを引いた価格で決めておるわけでございますが、これは先生は食肉だけではなくだといふふうにおっしゃいましたけれども、通常の場合には、食肉に限らず野菜等もそういうような価格形成が行われておるのではないかというふうに私も考えております。

ただ、私も考えておりますのは、同一の生産者が出荷する場合、産地へ出しても、近所の地方市場に出しても、東京の中央市場に出しても手取りは同じであるというふうなことをやるのが通常の市場の集散機能で、流通形態の妨げにならないにやむを得ないというふうなことが必要ではないかと思ふます。産地が非常に有利になりますと全部産地へ出しちゃって市場へ出なくなるといふふうなことがあつて、市場の流通が混乱するといふようなこともありますので、同一の生産者はどこへ出しても手取りは同じであるというふうな考

えておりますけれども、ただ、地域の違う生産者について全部手取りが同じということは、通常の市場価格形成の場合もおのずから運賃格差というものは発生しておるわけでございますので、生鮮食料品等についてはそういうことになっておると思ふますので、それを前提にして考えておるわけでございます。

ただ、先生が最後のくだりでおっしゃったのは、農業団体が自主的に委託販売をやっておるわけでございますが、価格が極端に下がったような場合、手取りを同じようにする一種のプール計算といったような御趣旨ではなかったかと思ふますが、そういう点につきましては、出荷者が納得が得られればそういうのも一つの考え方ではないかというように思ふますので、私も検討してみたいというふうな考えです。

○芳賀委員 そういふことを言っておるのじゃないのですよ。いいですか。この買入れ発動という事態はなるたけ生じない方がいいのですよ。だから、たとえば安定下限価格を決める場合においても、生産者が納得して再生産が維持できる価格というものをまず決めれば、それが一番大事でしょう。だから、後は運用の中において、その下限価格より暴落するなどの不安が生じないようにするといふことが一番望ましいわけでしょう。だから、運営がよろしければ、一年も二年も買入れ発動しなくても済むわけですから、それが一番望ましいと思ふのですよ。

すよ。買入れする場合には、先ほど言ったとおり、法律の中に指定生産者団体の規定というものが定められておる。しかも、その団体の行う調整保管計画というものは農林大臣の承認を得て行うということになっておる。買入れ発動の場合においては、指定生産者団体が調整保管した肉を優先的に買うということになっておるわけですから、事業団と調整保管団体との間において必要量の買入れと取引の契約というものは成立するわけですよ。そうなれば、結局、全農が指定生産者団体であるからして、農協が扱っておる畑作農産物一切と同じように、これは共同計算方式によって、関東であっても、北海道であっても、九州であっても、その生産者に与える手取り価格というものは均一になるのですよ。そのようにこの際改善すべきでないかということをおは大臣に尋ねておるわけですね。

改善といつたって、その実行をどうするかという検討を進めなければ改善の実を上げることはできないのですから、事を分けて言っておるでしょう。これは大臣として明快に答弁してもらいたいと思ふのですよ。事前に質問事項を通告してあるわけですからね。

○安倍国務大臣 この問題につきましては、生産者団体とも協議して、十分研究してみたいと思ふます。

○芳賀委員 それでは、予定の時間になりましたから、これで終わります。

○津川委員長 津川武一君。

○津川委員 端的に二、三の点を農林大臣に質問してみます。

今度価格の保証の対象になる、政令で決める牛肉の種類ですが、先ほど、局長は、今度の法律は牛肉全体を対象にする、全体の価格安定を期してやる、したがって、農林省が当初考えたよりも著しく変わってくる、乳腐牛その他のものを全体として政令に入れることを考えると、と、こう言っておりますが、この場合、外国種の牛肉も対象になりますか。

○澤邊政府委員 外国種のものを入れるべきかどうかという事は慎重に検討いたしておりますが、結論はもちろんでおるわけではございませぬけれども、現在、外国種のが国内におきまして生産の増加というところにつきましては農林省としてもいろいろ指導しておりますので、いずれかの機会には必ず入れるべきだと思っております。

ただ、現段階で、いま直ちにを入れるべきかどうかという事については、現在、市場におきまして評価がまだ決まっておらないし、外国種の牛肉の価格が幾らかという事についてはデータが必ずしも正確に整備されておらないという点もございしますので、当初からやるかどうかという事についてはなお慎重に検討したいと思っておりますが、いずれかの機会には当然入れていくべきものであるというふうにご意見を伺います。

○津川委員 その次に、農林大臣、私はきょう、日本農業新聞の論説を見てびっくりしたのでありますが、政府は業者の圧力と自動車産業などの外国の圧力によって牛肉輸入の再開をするんじゃないかという心配を書いているのです。私はそういうこととはあるまいと思つていて、これを見てびっくりしたのですが、きのう豪州のサリバン第一次産業大臣が農林省を訪ねて、牛肉輸入の再開を要求したようでございます。これに対して、政府は、いまこのときでありますので、先ほどの一元化輸入の問題とも関連するが、牛肉の日本の内地の生産と消費を拡大するのが第一の条件でありますので、やるべきではないと私は思いますが、農林大臣、いかがでございますか。

○安倍国務大臣 牛肉につきましては、現在、御存じのように、輸入につきましてはこれをストップいたしておるわけではございまして、これは、あつた畜産農家の危機的な状況の中にあつて、経営の安定を図るという意味からストップして今日に至つておるわけではございまして、
外国からは確かに非常な圧力が加わつておるわけではございまして、ガットの会議におきましても非常に強い抗議等も受けておるわけではございまして、

が、しかし、私は、畜産農家の経営の安定が第一義であるというふうにご意見を伺いますし、確かに、牛肉につきましては、多少最近では価格も安定さみになりつつあるわけではございしますが、たとえ外国の圧力があつても、あるいは国内におけるいろいろの御要請があつたとしても、まだまだ現在のところ、一般枠につきましては、この輸入を解除するという考えは私は毛頭ないわけではございまして、これはひとつ御安心をいただきたいと思つております。

○津川委員 その次に、肉牛生産が国民の需要にこたえていけるかどうかという事は価格の安定にかかわつてくるわけですが、このたび農協の全国中央会が、牛肉の平均安定基準価格として算定した要求牛肉価格を出しております。乳用雄牛に ついて言うならば千八百三十四円出しております。政府はもちろんで御存じだと思つていますが、これをどう 考えておられますか。

○澤邊政府委員 牛肉の安定基準価格につきましては、現在資料の整備もまだ最終的に終わつておりません。生産費調査が現状で不備なものなから しましたけれども、近く非常に不備なものなから 出しますので、それを基礎にして、基礎といいま すか、それも考慮して算定の一つの要素に入れて 検討したいと思つておりますが、まだそれが出て おりませんので具体的な数字で申し上げられる段 階ではございません。ただいま御指摘のございま した農協中央会が要請しております数字につきま しても、現在とかく申し上げられる段階ではござい ません。

○津川委員 政府はこの間からの答弁で繰り返して 言つていますけれども、需給の実勢方式をとる考 えだ、そして生産費所得補償方式ではやらない、 その理由として、去勢和牛の生産費の調査がまだ できていないと、こう言つておるわけですが、 乳用雄牛では生産費ができておるんでしよう。
○澤邊政府委員 乳牛の雄の肥育牛の生産費につ きましては、近く実験的なものが出る予定になつ ております。ただ、これは全部で百戸くらいしか

やつておりませんので、それがどの程度代表性があるか、特に、地域別、階層別にしてどの程度代 表性があるかということにつきましてはいろいろ 問題があるかと思つておりますが、一応百戸を調査対 象としておりますので、その結果何戸が利用でき るかということとは、最終の数字がまとまつてみ ないと何とも申し上げられませんが、そのいわ ば実験的なものが近く出る見込みになつておりま す。五十年からはかなり戸数をふやして生産費 調査をやつてみたい。これは統計情報部の方でそ のような予定をいたしております。

○津川委員 大臣、いま生産費の調査ができてい ない、これからできるということですが、できた 場合には生産費を償うという方式に変えるつもり でございますか。やはり、そこが一番大事なところ でございます。生産費が償えないと生産ができていかな い。いわゆる生産費所得補償方式でやつてもいい けれども、とにかく再生産を可能とせしめなければ 伸びていかない。生産費の調査が終わつたとき にはそうなる必要があると思つていますが、いかが でございますか。

○安倍国務大臣 今回の牛肉の価格の算定方式に つきましては、先ほども答弁をいたしました。が、 実勢均衡方式ということをやりたいというふうな 現在のところは考えておるわけではございませぬ。も ちろん、再生産が確保される価格でなければなら ませんし、特に、牛肉の場合は、生産が縮小すれ ばなかなかこれは回復が困難であるというふうな 背景、事情等も十分踏まえて、その上に立つた適 正な価格を決定したいというふうにご意見を伺つて おります。これは今後畜産審議会等におきまして十分 論議を尽くしていただいで、その上で最終的に決めた い、こういうふうにご意見を伺つてお ります。

○津川委員 そこで、政府がいまやろうとしてお る中物の安定基準価格だと農家の生産を奨励する こともできないし、かなり困難だと私は思うので あります。というのは、たとえば乳用雄牛で言う ならば、「並」が五二%、「中」が四一%で、この中

肉で安定基準価格をつくるとうなるか。そこ で、生産費をまず出し、それから平均安定価格を出 していくということになってくると、豚肉で言う と、上下一〇%、一番下から安定基準まで一〇 %、安定基準価格から上物まで一〇%、そこに二〇 %のあれがあつて真ん中を通つてゐる。牛肉の 場合もこういう形をとることになつてゐるか。

○澤邊政府委員 お尋ねの件は変動係数のことか と思つてはおりますが、私も、豚肉の場合と牛肉 の場合も恐らく同じようなやり方になるかと思つ ますが、まず、あるべき水準というものを決めま して、それは生産費に基づく場合もありましよう し、あるいは需給実勢を中心として算定する場合 もありましようが、そういう本来あるべき平均的 な水準というものを決めます。それを俗に中心価 格と言つておられますが、それを理想的に言へば、 年間平均でそれが実現されるのが一番望ましいとい う水準を決めて、それから日々の価格は御 承知のように市場において毎日動いておるわけ でございますので、その中心価格に常時張りつくと いうことは不可能でございますので、ある程度の 幅で変動するのはやむを得ない。まあ、安定とい う面から言つてもやむを得ない許容範囲というも のがある。しかし、それ以上価格が上に振れたり あるいは下に振れるということになれば、下に振 れれば生産者の経営に非常な悪影響を来す。それ から、上の方に一定の幅以上に振れば、消費者 の消費生活の安定という面で耐えられない、限界 を越えるということになるというふうな考え方か ら、その中心価格から上下に一定の幅で開きまし て、下の価格を基準価格、上の価格を上位価格と いうこととしておるわけではございまして。

その幅をどの程度にするかという事は、豚 肉につきましては、これまでのやり方で言いま すと、変動係数というものを求めまして、変動 係数というのは、常識的に言いますと、過去の変 動のうちの三分の二は大体の中に入らるだろうと いうめどになる係数でございまして、それをあり のままにとりますと、年によって違ひますけれど

も、過去何カ年という基準年次をとりますと毎年ずれますから変わりますけれども、一四、五%とかあるいは二、三%とか変わってくるわけでございますが、なるべくならば変動を抑えていくという趣旨から、基準年次の生の変動係数をやや縮めまして、最近では一〇%上下に開くというようなやり方をしているわけでありませう。

牛肉の場合は、過去の変動係数が豚肉の場合よりも大きい傾向が見られますので、豚と同様よりはもう少し開くべきではないかという様な感じを持っておりませうが、この点もお慎重に検討して結論を出したいというふうに考えております。

○津川委員 大臣、そこなんです。一〇%の変動があったが、豚はあれほどえきが上がって苦しなっても下の方は買入れを発動できなかった。それで実際上役に立たなかつた。最近数年使わなかつた。今度の場合、牛肉は豚よりもっと幅があるという。全中ではこれを一三%で勘定している。そこで、もう一回繰り返すけれども、乳用雄牛でいくと「並」が五二%、今度は価格の対象になる「中」が四一%、この中間、そうすると「並」の五二%ははずれる。四一%の中間ははずれる。これで二〇%ははずれる。七〇%はだめなんだよ。対象にならないわけだ。このところが乳用雄牛の実態なんです。それを皆さんは上からの三〇%のところを置く。だから、私たちは修正案のところで「並」の一番最低のところを価格保証の対象にせい、そこで決めて、そこで自動的に発動せい、皆さんみたいに一〇%、牛肉はもつと伸びる、全中は一三%、これだと幾ら法律があつてもまた適用されない、こういうことなんです。したがって、もう一つ、少なくとも乳用雄牛については「並」に落とさなければならぬ。「並」に落とした上で一番最低の価格、生産費をそこでずばりと補償する、こういう体制でなければ、平均で揺れてやるとまた発動できない。現在豚肉が発動できなかったのはそのためなんです。このところは非常に大事になってまいります。農林大臣、いかがでございますか。

○澤邊政府委員 変動係数の下に開く幅の問題と、それから「中」をとるのか「並」をとるのかという問題は必ずしも同じ話ではないのではないかと存じます。そこで、私ども、去勢の和牛の「中」と乳雄の「中」を対象に現在のところは考えたいとお申しましたが、確かに、乳雄の「中」につきましては、四十九年の実績で見ると、乳雄全体の中で約三九%ちよつとですが、四〇%ちよつと切つたところですが「並」の方が五〇%ちよつと上回つたところですが「並」の方が多いじゃないかという御指摘は、四十九年度に関する限りそのとおりでございますけれども、前年四十八年をとりますと「中」が五四%、「並」が四一%ということ、年によって若干振れがあるわけでございます。

そこで、傾向といたしまして、やはり「中」がだんだんふえてくるということでございますが、四十九年だけ異常な形になって「並」の方がシェアが大きいということになっておりますが、これはいろいろ原因が推定されますけれども、私どもといたしましては、えきが高くなつた、牛肉の価格が下がつた、そしてえきは反面高くなつたというところもございまして、普通の場合ならば「中」まで合格するような飼養管理をしたもの、えきを食せさせたりその他によつてそういう良質なものをつくつておつたのが、えきが高くなつたから少し減らしたとかということも品質が低下をしたということもございまして、これは四十九年の異常なコスト値上がりから、異常な価格の低下ということに伴います特異な現象ではないかと思ひます。

すが、その辺が、安定制度ができて極端に下がることなくなり、いま言ったような農家の傾向もなくなるということになりますれば、やはり、傾向としては「中」が中心になっていくのではないかと存じます。牛肉の品質改良という点も考えなければいけません。同じような素牛から生産する場合、なるべくなら「中」とかあるいは「上」をできるだけつくつてもらいたいということが消費者としても当然要求するところでございます。生産者としてもその方が有利に売れるわけですから、そのような品質の改良、飼養管理の改良というふうなことも考えますと、総合判断いたしまして「中」を対象にしたいのではないかと存じます。

○安倍内務大臣 今回、牛肉を指定食肉にしたいのだきたいということで畜安法の改正をお願いしております。何といつてもやはり畜産農家の経営の安定ということが主眼でございます。この制度が確立することによって畜産農家の経営の安定にも大きく資することができるのではないかと存じます。私には私には考へております、現在指定食肉にどういふものを入れるかということについては、いま畜産局長も答弁したとおりでございますが、私も、各方面の意見を聞きながら、畜産局長が答へた具体的な方向で今後とも十分やっていけるんじゃないかというふうに考へておるわけでございます。

○安倍内務大臣 去勢和牛の「中」、乳雄の「中」を具体的に指定することに、いまお話しをいたしましたような「並」につきましても、これは直接的ではないとしても「中」が支えられれば間接的にその価格についても支えられるというふうな判断をいたしておりますので、私どもは現在のこの方向で安定をする可能性は十分ある、このように判断をいたしておるわけでございます。

○津川委員 そこで、大臣、いままで対象からははずされたものは値が下がつてきています。したがつて、下がつてきたときに対象からははずされたものをどう支えるかということ、これ一問で終わります。

○澤邊政府委員 お説のような見解もございませうけれども、豚肉の場合も「上」を直接には買入れ対象としておりますけれども、間接的には「中」が一〇%というわけにはまいりませんけれども、間接的な支持効果がかなり出ておりますので、牛肉においてもそのような効果は十分期待できるのではないかと存じます。現在豚肉が、実行しながら、なおよく慎重に研究はしなければいけないと思ひます。

の一部を改正する法律案について質疑の申し出が
ありますので、これを許します。島田琢郎君。
○島田(琢)委員 大臣、お見えになるまで大体事
務当局のお考えを聞いていたのでありますが、肝
心な点について一つ大臣から改めてお考えをお聞
かせただいて、この農業振興地域開発法が実際
に一部改正という目的を果たしてりつぱに機能す
るようにぜひしたいという願いを込めているわけ
であります。

前段で事務当局の考え方をいろいろお聞きした
中のことでもう一度大臣の所信のほどを伺ってお
きたいのでありますが、農業団体、つまり、農業
委員会系統あるいは全国農業協同組合中央会、あ
るいは町村会。こういう方々から今回の法案の一
部改正に当たってかなり皆さんの要求が出てお
ります。私はこの一つ一つを細かく実は点検をい
たしましたが、いずれもおっしゃっていることは
今日大変重要な事柄ばかりであります。したがっ
て、こういう各団体の意見を法改正に当たって十
分盛り込むという考え方が出てまいりませんと、
わが党としても、これはこのまま通すわけにまい
らぬということに相なるわけです。したがっ
て、先ほど政務次官並びに局長の御見解は承
りましたが、改めて大臣から、大変だめ押しをす
るようでありませぬけれども、次に申し上げる点に
ついて明快なる御答弁をいただきたいと思いま
す。

その第一点は、農地の利用増進事業にいたしま
しても、あるいは特定利用権の設定にしても、あ
るいはまたそれらを裁定する場合の都道府県の立
場の問題にしても、あるいはまた開発行為の許可
をしていく場合における問題にしても、農業委員
会系統の意思がそれぞれ明確にこの中に盛り込ま
れるということでない、戦後農業委員会が組織
されて以来今日まで、現地で非常な努力をしてま
いりました農地行政の直接の担当者である農業委
員会あるいは農業会議、あるいは全国農業会議所
の立場から言えば、当然、今回、農地法の骨抜き
あるいはまた二元化というふうなことになるので

はないかという心配が出てくるのは当然だと思
うのでありますが、こういう関係について、この
法案の整備に当たって、今回十分その意思をそん
たくして進めるといってお考えに立たれているかど
うか、その点をまずお聞かせいただきたいと思
います。

○安倍國務大臣 私たちは、この農振法の改正に
よりまして今後の経営規模の拡大を図り、農業の
積極的な振興に結びつけたいということをお願い
をいたしておるわけでございます。農振法の改
正によりましてそういう農業振興を効果的にあら
しめるためには、先ほどからお話しがございま
したように、農業団体等の意見も十分聞き、さら
にこれが反映するような形でなければ効果的な法律
の施行というものはできない、こういうふう
にも考えておるわけでございます。

そういうことで、農振法につきましても、農業
委員会については省令で意見を聞くことになって
おるわけでございますが、農業会議所あるいは農
業会議等につきましてもこれまでいろいろと御意
見も聞かせていただきましたし、この委員会にお
いても御議論があったわけでございますから、そ
ういふ点も十分配慮をしなければならぬ問題では
なからうかというふうな率直に思っておるわけ
でございます。

○島田(琢)委員 御承知のように、農地法の改正
が過去二回にわたって行われておりまして、これ
は農地法の改正が持ち出された時点では非常に大
きな議論を呼んだわけですが、その大きな
議論の焦点になっていったのは何かということ、現
行農地法に対するいわゆる骨抜きではないかとい
うことでずいぶん話題を呼んだのであります。私
どもは、時代がこういふふうな動いておりますか
ら、何十年前につくった法律がそのまま今日金科
玉条のものだという考え方にはもちろん立って
おらぬのであります。その根幹の部分について
は、やはりこれは法の精神としてこれから先も長
く堅持されなければならぬ問題であります。か
ら、そういう根幹の部分で骨抜きになるような事

態が起るとしたら、私どもはやはり徹底的に阻
止せなければならぬという立場に立つわけであ
ります。

今回のこの問題につきましても、最も大事な現
地における農地行政の推進者である農業委員会が
この各種の事業や仕事を進めていく上において、
全く外に置かれるような印象で地元の農業委
員の皆さんに迎えられるような結果に終わったと
したら、農業委員会の運営そのものにも非常に大
きな支障が出ると思っております。ですから、いま
、省令で農業委員会については意見を聞
くという方向をとりたいというお話しであります
けれども、私の主張は本法に明確に位置づけすべ
きではないか。たとえば第十五条の五の第四項に
つきましては、農業委員会の決定を経なければな
らないというふうな位置づけしていくべきではな
いか。これが私の主張の第一点であります。

それから、都道府県農業委員会の関係につきま
しては、農用地利用増進事業とか、あるいは特定
利用権あるいは開発行為の規制等、それぞれこれ
らを行っていく場合における都道府県農業会議の
意見については当然ストレートに聞く方式をこの
際確立すべきではないか。この点については、私
は局長と先ほどだいぶやりとりをしたのでありま
すが、現在設置されている既設の機関の中で足り
るではないかという局長の意見でありますけれど
も、そうではなくて、もっと率直に意見を聞く場
をつくるべきではないかと私は思っています。

というのは、私も実は北海道農業会議の部会長
を長くやっております。たとえば第三期総合
開発計画の設定に当たりましたも、現実には部会
内で、あるいは道の農業会議内で議論をいたしま
したけれども、代表者が出ていって実際の諮問に
応ずるといふふうなやり方では、正直言って、一
番大事な北海道の農業行政をどう進めるかとい
う点についての意見というものはやはり何十分の一
に薄められてしまふわけですね。代表でしかあり
ませんからね。だから、代表は、その意見をひっ
つけて出ていくときには、もちろん、道の農業会

議なり県の農業会議の中で十分意見を出し合っ
て、それを集約して持っていくていのはあり
ますけれども、しかし、現実には、そこに出て会
議に参加するのは農業者ばかりでなくして、ほ
かの人も一ぱいおるわけですね。そうすると多勢
に無勢で、農業関係の問題につきましても、農業
会議の意見というものがなかなか正しく反映する
ては限らないという経験を幾つも私は経ているの
であります。ですから、そういう点を今回はぜひ
前向きにやって、特に農業の振興にかかわる重大
な問題ですから、この権威ある機関、しかも専門
的な機関の意見を十分聞くということにすべきで
はないかと私は思うのです。

そもそも道の農業会議の構成というのは、いわ
ゆる農業にかかわる人たちの権威ある人たちが集
まっておられます。大学教授もおります。それから
県あるいは道の中央会の代表も入っております。
あるいは各連の代表も入っております。そういう
形で都道府県農業会議というものは構成されてお
りますから、そこで意見を出し合うということ
は、すべて農業団体の意見がそこで網羅される
ということには実はなるのです。これぐらい権威ある
機関をやはり率直にお使いになることが——お使
いになると言ったらおかしいですが知事としては一
番適切なやり方ではないかという主張を私は長い
間持っております。ですから、少しくどい
すけれども、これはさつきやり合った後です
から、局長にしてみればまた同じ問題かというよう
な顔をされておられますけれども、せつかく大臣が
おいでですから、大臣から、この考え方につ
いて、私の提案をどういふふうな受けとめられる
か、御答弁をいただきたいと思います。

○安倍國務大臣 都道府県の農業会議及び農業委
員会と市町村または都道府県知事との調整の問題
でございますが、今回の農振法の改正におきま
しても、具体的には農用地利用増進計画について
は、市町村は農業委員会の意見を聞いて定めるべ
き旨を農林省令で定めることにいたしました。お

ま、市町村は農業委員会の意見を聞いて定めるべ
き旨を農林省令で定めることにいたしました。お

す。また、都道府県知事が農用地利用増進規程の認可、特定利用権の裁定または開許許可をするときは農業会議の意見を聞くように指導するといふうにいたしておるわけでございますが、しかし、いまの島田さんの御意見を聞いておりますれば、これらの措置では不十分である。もっと法律上農業委員会やあるいは農業会議の位置づけをはつきりすべきであるという御意見でございます。この点につきましては、これからの農振法の改正によりまして農業の経営規模拡大を図り、農業の振興を図っていかねければなりませんので、確かに貴重な御意見といたしまして、私はここに承っておきたいと思っております。

○島田(琢)委員 そこで、特定利用権の設定にかかわる問題であります。先ほど政務次官から、実は、特定利用権が設定された場合における、いわゆる耕作権の問題についてお話しがありました。その場合の取り組みについては私もわかりましたし、一応一つの方向をもって進めていきたいというお考えでありますから、そのことについては私は反対ではございません。そういうことも一つの方法だろと思っております。

ただ、その場合における市町村といいますが、特に、農業協同組合の役割りというものが非常に大事になってくると私は思うのですが、この場合、農業協同組合が具体的に果たしていく役割りというものをどのように規定づけようとお考えになつておられるのか。これはさつき質問しなかつた事項ですが、局長で結構でありますから、その点をひとつお聞かせください。

なお、「特定利用権の設定に関する協議」ということでございます。実は、所有者に対してこの協議を求めることができることとされておりますが、その協議をする形というのは、具体的にどのようなふうにしておやりになるのでしょうか。

その二点を御聞かせください。

○大山政府委員 第一点は、特定利用権は、憲法二十九条に定めず財産権の保護との関係におきまして、市町村または農協が共同利用に供すると

いうことが前提になっているわけでございます。そこで、その「共同利用に供する」という問題の性格でございませうけれども、使用収益の主体として市町村または農協でなければならぬということとでございます。したがって、経営なり管理は市町村なり農協がやるわけでございまして、個人に委託することは許されません。つまり、財産権との関連におきまして、公共の福祉によって制約されるという意味における中身といたしましては、一つは、それによって利用権を取得する主体の問題がございまして、この点については、公的なものでなければならぬということで、市町村または農協を取り上げたわけでございます。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕

また、利用目的については、公共的色彩が強いものでなければならぬということとございまして、そういう意味から地域農業者のための共同利用ということにいたしましたわけでございます。その他、手続要件でございまして、存続期間でありますとか、利用方法につきましても、それぞれ必要最少限度ないしは財産保護の面から適正でなければならぬ、と、こういう制約の中でつくられざるを得ないわけでございます。

そこで、先ほどもちよつと申し上げましたように、市町村なり農協が地域農業者の経営のためにやる共同利用ということになりました。その共同利用の中身といたしましては、これは農地法で言いますならば草地利用権がございまして、あの草地利用権の際のいわば共同利用という概念と全く同じでございます。みずから経営し、ないしはみずから管理する、こういうことにならざるを得ない、こういうわけでございます。

それから、第二点の協議の問題を御指摘になりましたけれども、つまり、現在農地が耕作されていなくて、そして所有者の経営状態なり労働事情あるいは資本整備の状況ということからいたしまして、引き続き耕作される見込みがないところに對しまして、このままにしておくならば、たとえは雑草が生え茂る、木が生え茂る、あるいは病害

虫が定着するということから、農用地としての利用が困難になるということが認められた場合に初めてこういう問題が出てくるわけでございまして、協議といたしましては、市町村なり農協がまずそういう土地の所有者、耕作者といいますが、耕作されないままになっている土地の所有者に對して協議を申し込む、こういうふうでございます。

○島田(琢)委員 そういたしますと、共同利用の場合の共同性は何か制約がありますか。具体的に言いますと、極端な話ですが、二戸以上複数であれば共同利用体として認める。その場合法人格を持たなければならぬのか、申し合わせでいいのか、この点はいかがですか。

○大山政府委員 共同利用といひますのは、市町村または農協がみずからやるということとでございます。例を引きますと、具体的ななかつたところで申し上げますならば、市町村なり農協が先生が農協と言っておられますから農協で申し上げますと、農協がみずから経営し、管理をする。そして住民なり——これは組合員ですが、その組合員から見ますと、組合員が共同で利用するにとどまる。ですから、具体的な利用の形態といたしましては、たとえは家畜の預託を受けて育成するとか、あるいは生育された牧草を供給するとか、あるいは共同して放牧するとか、こういうふうでございます。現実に農協がみずから経営するということとでございます。

○島田(琢)委員 私の聞き方がまずかつたのでちよつとわからなかつたかもしませんが、それは私もわかつておるのです。しかし、農協が共同として経営までやるということも、実際に利用するのは農家でしょう。その場合にどういう手だてが必要ですか。それも共同でなければだめなのか。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

たとえは共同である農協に申し込みをしますね。そうするとその判断は農協が全部やって、そして、ちよつと言ひ方が悪いけれども、勝手に使わしていいということになるわけですか。その

部分を聞いたので、共同体ということ聞いたのじゃないんですよ。

○大山政府委員 農協が共同利用に供するという場合には、その事業の実施のための規約を制定せざるを得ないわけでございます。その規約に基づいて利用させるわけでございますが、実際に利用する人は、個人でも生産法人でも、それはあくまでも人夫のようなふうにおいて利用する限りにおいては、それが法人格を持つとか持たぬとかいうことには関係ございません。あくまでも経営管理の主体が農協になればならぬというだけの問題でございます。

○島田(琢)委員 そうすると、それは草地の利用制度と全く同じという理解でいいわけですか。

○大山政府委員 そのとおりでございます。

○島田(琢)委員 そこで、大臣にお尋ねいたしますが、農地法は、私が申し上げるまでもなく耕作権の擁護といひますか、そういう立場を貫いているわけですか。今回のこの農振法によりまして、そういう部分というのは農地法のサイドから見ればかなり後退した印象になるわけですが、その場合、たとえば特定利用権にしましても、農用地の利用増進事業にいたしましても、一つの年限がありますね。さつきも三年という話でちよつと議論をしたのでありますが、特に、この特定利用権が設定されていくような地域というものはわりあい荒れておるというか、遊んでおる土地というものが非常に多いわけですね。そういう場合における三年間というのはいろいろな点で非常に短過ぎるという感じが私はするんですよ。これを更新していく場合の手続上の問題なんというのは、今度の規定の中でどういう位置づけにしようとお考えになつておるのですか。

○安倍國務大臣 いまの御質問は、今回の農振法の改正によって農地法の根幹が崩れるおそれはないかという御質問であらうと思つてございまして、最近における農地の資産的な保有傾向や農地法の耕作権保護の影響もありまして、農地の売買や賃貸借による経営規模の拡大は進まないで、

むしろ耕作意欲の低下によって農地の利用度が非常に低下して居る傾向にあることは御案内のとおりであります。このような情勢に対処いたしまして、食糧自給力の増強あるいは中核農家の担い手育成、これのために努力をする必要がございます。

そこで、個別農家間の賃貸借を自由に認めるといふのは、まさに農地法の骨抜きとなるわけでございますので、農振法の改正で農用地利用増進事業の制度を設けることによってこれを補つていくというご意向にいたしておるわけでございます。この制度は、市町村の関与のもとに地域農業者の合意によりまして一定期間ごとに利用権を設定するという事業でありまして、農地所有者の不安をなくするとともに実質的に耕作の安定継続を図ろうというご意向でございます。これによって農地法が弱体化する、あるいは農地法が骨抜きになるといふふうなことはございません。こういうふうには判断をいたしておるわけでございます。

○島田(塚)委員 畜安法の方の關係でもう大分ざわつておりますけれども、まだ約七、八分ありますから、もう少し質問させてもらいます。

実は、今回のこの制度の改正に伴つて私どもがしばしば議論をしてまいりました白地地域という問題が一つあるのですが、今回の農振地域内の農用地区域以外の土地、いわゆる白地地域と言われ山林や原野の土地については、将来の農業上の利用から考えて非常に大事な問題として、非常に多くの意見があるところですが、今回、この白地地域の規制について、たとえば開発規制の問題でありますけれども、開発規制について大後退をいたしました。当初から考えていなかったのかどうか知りませんが、当初はこの問題は十分考えていたのだと私は思うのです。ところが、今回の法改正ではこの点がなくなつてしまつたが、これはいかなる理由によるものでしょうか。

○大山政府委員 農用地区域内の農地、これは農振法によりまして縦覧、公告等の手続をいたしまして、この区域内にある農用地というものは長期

にわたつて農用地として確保し、振興を図るべきものと位置づけられたところであるわけでございます。したがつて、そういうところが他の目的に開発されるということになつてまいりますと、これは農用地区域を守ることが不可能になるわけでございます。

現在、農地につきましては、農地法によって転用を制限する。しかも、農振法によって農用地区域内における転用は認めないということに相なつて居るわけでございますけれども、農用地以外の部分については規制のしようがない。こういう事態の中におきましては、たとえば農用地開発事業を行うといたしまして、農用地区域内に入れましても、それが計画の段階から始まりまして農地になるまでには相当の長期間を要する。その間に開発される恐れがある。こういうことから、それを多目的に開発されることを防ごうというのがこの開発規制の趣旨であるわけでございます。

先生の御指摘は、いわば農振白地も同じように開発規制を加えるべきではないかという御指摘であるわけでございますが、御存じのように、農振白地ということに相なりますと、これはいわば一体的に農業の振興を図るべきところであるという位置づけがなされて居ることは確かでございますけれども、中には農村の集落もある、あるいは道路なり河川といったような公共用地もある、あるいは林地もある、雑草地もある、こういうようなことで、これらの土地については農業上に限られない活動が営まれて居るわけでございます。そこで、こういった利用の性格も非常に多種多様になつて居る場合に、規制するにいたしましても規制の基準というものを明確にし得ないという問題があるわけでございます。

農振法は農業振興ということを目的としておりまして、したがつてそういう意味から、そういう農業振興を目的とする農振法によりまして、こういう多目的な、それぞれ別々の活動の行われて居るような白地において開発を規制するということはできない、むしろ、そういうところであつて農

業目的に使うべきならば、それは積極的に農用地区域に編入すべきものであるということでございます。まして、極力農用地区域内に入れて開発規制をしまつて、農振白地についてはそういう意味から開発規制はいたしかねる、こういうことになつたわけでございます。

なお、財産税といひますか、相続税の特例の改正を今度の国会にお願いしておりますが、この中におきましても、準農地につきましても相続税の猶予措置が講ぜられておりますので、いわば開発されるべき準農地というものは、そういう相続税法の特例と相まちなして、いままで以上に農用地区域に入れることを容易にしているという問題も背景としてあるわけでございます。

○島田(塚)委員 しかし、こういう山林、原野といふのは農地法の手の及ばない部分が多いでしょう。だから、農振法でむしろ積極的にやりやうとすることがいふのじやないかと私は言つたのですが、いまの局長の答弁では、そういうところは農用地区域に積極的に入れてやればそれで事足りる。なるほどそうです。それはおっしゃるとおりなんです。しかし、町村においては市町村の整備計画というものがすでにでき上つておりました。そういうところへ網をかけるということにはなかなかならぬやうな感じがしませんか。そういう点はどうかならぬやうに今後進めていかれようと思つて居ます。

○大山政府委員 農用地区域を拡大するという場合には、農振計画の変更ということに相なるわけでございます。現に、国営開拓パイロット事業等を着工する場合におきまして、その対象地がたまたま農用地外にあるという場合におきましては、農用地区域内に編入し、農振変更の手続をとつた後でなければ現実には着工しておけません。そういうふうな場合でございまして、農用地区域の拡大という例は非常にたくさんあるわけでございます。○島田(塚)委員 それじゃ、たとえばこういう土地の場合はどうするのですか。農業上本当にこの土地は必要だ、しかし、これはすでに人の手に渡

つて居る、農業者以外の手に渡つて居るという場合ですね。山林でも原野でも、農業者の所有地であればいいですよ。しかし、先般も問題になつたが、これが他の目的のために仮登記されるという問題がありますね。そういう仮登記されちゃつて居る土地についてはどういふふうにするのですか。こういう趣旨で私はお尋ねしたつもりなんです。

○大山政府委員 農振白地にあります土地といひますか、仮登記の対象になつて居るような土地がその中の農地でございます。これは農地法によつて規制されるということに相なるわけでございます。それで、農用地外にある、その種の買占められた土地の問題でございますが、その問題につきましては、もしそれが草地として利用すべきところであり、しかも、それ以外に場所がないということになつておられます場合には、現在、農地法によりまして草地利用権の制度があるわけでございます。草地利用権という問題につきましては、これはある意味においては強制権を持つた制度でございますので、そういう制度によつて対応するというのが可能であり、それを背景といたしまして、農用地の中に入れればそういうところは相続税の猶予というふうな問題もございまして、そういう措置によつて対応してまいるといふことに相なろうかと思つて居ます。

○島田(塚)委員 それは確かに相続税との絡みなんかもありますね。しかし、大臣、いかがですか。たとえばゴルフ場がありますね。そのゴルフ場は将来農用地として牧草をまいて使ふところだということになつたときに、これはどうチェックしていきまつか。さつき局長がおっしゃるやうに、農用地区域に取り入れると言つたつてこれはなかなかむづかしいでしょう。そういうところだつて内地府県にはずいぶんあると思うのですよ。午前中にもやりとりはしましたが、さつきおっしゃつて居るやうに、五十万ヘクタールの将来の農用地の拡大という中では非常にたくさん農用地を確保していかなく

ければならないですね。そうすれば、見渡したところそんな目先の先いっばいあるわけじゃありませんから、こういう計画が進められていく段階では、せつかくゴルフ場になっていくけれども、これも農用地として使わなければならぬというよな意見が地元から自然に出てきますね。そういう場合は、これはどういふふうにいたしますか。

○安倍国務大臣 これは、やはり、現在の法律制度の中では非常に困難だと私は思うわけでございますが、いま構造改善局長が申し上げたように、農振白地等につきましても、今後積極的に農地として取り入れなければならぬ面については農用地区内に編入していくという努力は私たちとしては積極的に今後やっていかなければならぬというふうにも考えておりますし、また、先ほどのお話のような草地利用権の問題もあるわけでございまして、いまのゴルフ場を直ちに切りかえていくということにつきましては、現在の状況の中では、また、法律制度の中では大変困難な問題であろう、そういうふうにも思っております。

○島田(塚)委員 もう時間が来たようですが、どうも言い尽せない点がありましたし、また、時間が細切れになったために重複したりして、答弁する皆さんの方でも少し困難があったかもしれません。言い尽くせない点やもっと明確にしなければならぬ点はまだこれから同僚議員が質問いたしますので、私はこれでやめますが、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正するというところで、従来のいわゆる領土宣言法からせつかく前向きに実施法に移していこうという意欲をこの法案に示されたというふうにご説明になっていられるのでありますから、きょう私が長い時間いろいろとお話し申し上げました点を十分踏まえていただいで、せつかくの法律が日本の農業の進展と国内の食糧の自給度の向上のために本当に役立っていくという点でなければならぬと私は思うのです。そういう点で、私どもはそれなりに党内でいろいろな議論をしましてまいりました。この農振法の議論ぐらいたくさん時間をかけたことはないという

ぐらいたくさん議論をしたわけでありませう。そういう中から二、三点私は問題の提起をしたわけですが、幸い大臣からかなり前向きな姿勢が示されたので、願わくはそれが全部法案の中に取り込まれていくように私は期待をしております。

最後に、何回も決意を聞いて悪いのですけれども、日本の農業の振興を図り、国民食糧を確保していくという立場から攻めの農政に転じられた安倍農林大臣から、今後この法律を基礎にしてお進めになる決意のほどを承っておきたいと思うのです。これが、まさに、いま全国の農民が自信を持って農業に取り組んでいくために必要な発言にならざると思っております。お願いいたします。

○安倍国務大臣 私は、農振法の改正に大きな期待をかけておるわけでございます。この改正によりまして自給力を高めていくと同時に、中核的な農家が増強されていく、さらに経営規模が拡大されていく、こういうことで農業が振興されることにもつながっていく改正だと私は思うわけでございまして、今日お聞きした議論の中にも、この改正案の中において十分配慮していかなければならぬ傾聴すべき御意見がございましたので、これらについては十分承って、これが配慮されるような方向でまたひとつ御検討もいただきたい、こういうふうにご考慮しておるわけであります。

○島田(塚)委員 以上で終わります。

○滋谷委員長 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、津川武一君外二名から修正案が提出されております。

提出者から修正案について趣旨の説明を求めます。諫山博君。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○諫山委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨説明を行います。

修正案の朗読は省略させていただきます。

一昨年来の飼料価格など関係諸資材の高騰と肉牛の生産者価格の下落によって、肉牛生産農家は深刻な経営危機に直面し、昨秋以降生産者価格が幾分持ち直したとはいえ、事態は依然として解決しておりません。

また、肉牛の生産者価格が子牛代、飼料代にも満たないという状況のもとで、子牛の屠殺が異常に増加し、乳用種の雄子牛の肥育仕向け率が、四十八年の九〇%台から昨四十九年秋には三〇%台に下落しており、このままでは今後肉牛生産が一層ひどい縮小の道をたどることは必至であります。

このような事態を招いた原因は、政府が大企業優先、農業軽視の経済政策をとって、国内における肉牛生産に有効な手を打たず、飼料原料を含めてもっぱら輸入拡大政策をとってきたところにあります。すなわち、政府はこれまで牛肉を本法の指定食肉にもしないうまま放置しておき、しかも、価格上昇時にだけは需給調整を盾に牛肉の輸入を増大させてきたのであります。

肉牛危機が叫ばれ、肉牛生産農家の経営安定と国内生産の拡大による牛肉の安定供給が強く求められているいま、わが党は、遅きに失するうらみがあるとはいえ、政府が本修正案を提出したことを評価するにやぶさかではありません。しかしながら、本修正案について次のような問題点を指摘せざるを得ません。

その第一は、安定価格の決定について何ら変更が加えられず、昭和四十四年以降畜産振興事業団の売買操作が行われていない豚肉の例に明白なよ

うに、実効ある価格対策にはなり得ないこと。第二は、一昨秋以来の肉牛価格の暴落の発端となつた牛肉輸入について何ら規制措置を取らうとしていないこと。第三は、牛肉の消費者価格が市場価格と著しく乖離して高騰し、消費者物価全般の上昇と相まって、一般家庭の牛肉の消費が減退を続けている事態を解決するための措置を講じようとしていないこと。そして、第四には、これは省令事項とされておりますが、指定食肉の規格が和牛去勢、乳用雄牛の中規格に限られており、牛肉価格全体の安定につながらないことなどでありませう。したがって、せつかくの本修正案もこのままでは画竜点睛を欠くことになると言わざるを得ません。

日本共産党・革新共同は、以上の弊をなくし、本修正案による牛肉価格安定対策が真に肉牛生産農家の経営を安定させ、わが国の肉牛生産の発展に寄与するものとするため、要旨次のような修正案を提案します。

その第一は、安定価格のうちの安定基準価格を生産費を償う水準に定めることとし、また、飼料価格の高騰等によつて生産費が一定の割合を超えて変動した場合には、農林大臣に対し安定基準価格の年度途中改定を義務づけることといたしました。

第二に、食肉の輸入を事業団の一元管理とし、食肉輸入の無制限な増大を抑えるために定められる輸入計画に基づいて行われることとしました。

第三に、食肉の売り渡しについて、食肉需要を喚起し、消費者の家計の安定に資するために、事業団が食肉小売業者等に特別売り渡しを行うことができるようにしたほか、輸入食肉の売り渡しについては、指定食肉の価格が安定基準価格を下回りまたは下回る恐れがある場合には、してはならないことといたしました。

なお、これらの修正は、牛肉のみならず豚肉にもかかるものであります。さらに、指定食肉たる牛肉の規格として、肉用種、乳用種を問わず、中規格及び並規格を考へて付言させていただきます。

また、本案施行に要する経費は、平年度約三十一億円の見込みであります。
委員各位の御賛同をお願いして、提案の趣旨説明を終わります。

○濫谷委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三により、内閣の意見があればお述べいただきたいと存じます。安倍農林大臣。

○安倍国務大臣 ただいまの修正案につきまして、政府としては賛成しがたいものであります。

○濫谷委員長 これより、本案並びに本案に対する修正案の討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

初めに、津川武一君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○濫谷委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○濫谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○濫谷委員長 この際、本案に対し、先刻の理事会の協議のとおり附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読し、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあたっては、左記事項について万全の措置を講ずべきである。

記

一、指定食肉たる牛肉の規格に乳腐牛等の肉を含めるよう努めること。

二、牛肉の安定価格については、生産費と所得に十分配慮し、肉用牛の再生産の確保が十分に図られるように決定すること。

なお、価格算定に必要な統計資料を早急に整備すること。

三、畜産振興事業団の指定食肉の買入れにあつては、生産者団体の調整販売等を前提とする産地買入れを優先させるとともに生産者の手取価格が同一水準になるよう努力すること。

さらに、事業団の売買を適正に実施するため、産地における牛肉処理保管施設の整備並びに牛肉規格の格付体制の強化に努めること。

四、牛肉の輸入については、的確な需給見通しに基づき必要最少限度にとどめるとともに、本法施行後事業団が一元的に取り扱うよう努めること。

また、輸入牛肉等の放出にあつては、国内市況に悪影響を及ぼすことのないようその数量及び価格について慎重な配慮のもとに行うこと。

五、事業団による国内産牛肉の売買操作が円滑に実施されるよう事業団に対し、国の出資を計画的に増加するとともに、事業団の繰越損が累積した場合には、政府の増資又は一般会社計よりの補てんにより処理すること。

六、牛肉の供給の長期的安定を図るため、いたずらに輸入に依存することなく飼料基盤の整備、肉用牛の改良増殖その他肉用牛の振興対策を積極的に講じ、自給率の向上を図ること。

七、牛肉の流通機構の合理化を図るため、食肉処理保管施設及び輸送施設の整備拡充並びに卸小売業の近代化等の諸施策を強力に実施すること。

特に、本制度による牛肉の卸売価格の安定

の効果が、消費者価格の安定にもつながるよう小売業の経営の合理化、適正な表示の促進等について必要な措置を講ずること。

八、本法の施行に関連し現行の肉用牛価格安定事業及び乳用雄肥育素牛価格安定事業等の整備拡充を図ること。

九、本法の運用にあつては、牛肉の消費の安定にも十分配慮すること。

右決議すること。

以上であります。本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○濫谷委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。安倍農林大臣。

○安倍国務大臣 ただいまの御決議に基づき、その御趣旨を尊重いたしまして善処いたしたいと思っております。

○濫谷委員長 なお、ただいま議決されました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○濫谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濫谷委員長 先刻本委員会に付託されました坂村吉正君外十二名提出、山村振興法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。坂村吉正君。

山村振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坂村議員 ただいま議題となりました私外十二名の提出にかかる山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

昭和四十年に、農林水産委員長の提案により山村振興法が制定されて以来、四十七年度までに国土のおよそ二分の一に相当する地域が山村振興地域に指定され、山村振興計画の策定を初め、これに基づき各種の山村振興事業が推進されてまいりましたのであります。山村住民の所得水準、生活環境施設整備の水準などの地域格差は必ずしも解消されず、山村の現状はなお厳しいものがあるのであります。

山村地域は、これまで、農林産物の供給、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの諸機能に關して大きな役割を果たしてきましたが、近年これらの役割り等を維持する必要性が高まるなど、山村地域の振興の重要性は一段と高まっておりますのであります。

このような実情にかんがみまして、本年三月三十一日をもって期限切れとなる本法の有効期限をさらに十カ年間延長いたしますとともに、山村の当面する新たな情勢に対処して、その内容及び関連諸施策等の整備充実を図ることとして、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

以下、改正の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、山村地域が国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割りを担っていることを法律の上で明らかにするため、目的についての規定を改正することいたしました。

第二に、山村地域の振興の根幹的施設であり、また、地域住民の要望のきわめて強い道路交通網の整備について、振興山村関係市町村の財政負担の軽減等を図って、その整備を促進するため、基

幹的な市町村道、農道、林道等の新設及び改築は都道府県も行うことができることとし、この場合には、その経費について後進地域の国の負担割合の特例の適用を受けることとした。

第三に、振興山村における集落の整備のための住宅の建設等及び農林漁業経営の改善のための資金の融通の円滑化を図るため、住宅金融公庫資金融通の特例及び農林漁業金融公庫資金の融資の特例を認めることとした。

また、国及び地方公共団体は、振興山村における住民の基本的問題である医療の確保を図るため、診療所の設置等の事業が実施されるよう努めなければならないこととする。山村において伝承されてきた地域文化を保存するため適切な措置が講ぜられるよう努めるべきことを明らかにした。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととした。

以上が山村振興法の一部を改正する法律案の提案理由及びその主要な内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決下さいませようお願ひ申し上げます。

○澁谷委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

○澁谷委員長 この際、私から委員会を代表して、次の諸点について政府当局の見解をたたくておきたいと思ひます。

まず、第一は、振興山村の指定市町村から強く要望されておりました、いわゆる山村債についてであります。

山村振興の指定を受けております千九百九十六市町村のうち、現在過疎債も辺地債も対象とならない市町村が相当数あるわけであります。山村振興の重要性にかんがみまして、他の指定山村との均衡のとれた措置を講ずる必要があるかと思うのであります。今後辺地債の起債ができる条件を緩和すること等により、これらの市町村が起債

できるような措置する考えはないかどうか、明らかにされたいと思ひます。

次に、本法第四条についての解釈であります。一、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善」とは、当該事業に係る採択基準の緩和、国の負担の割合または補助率の引き上げ等を含むものと解せませんが、政府の御見解を明らかにされたいと思ひます。

○左藤政府委員 振興山村市町村のうちで、財政力指数が〇・四未満で、過疎債、辺地債の対象とならないものは現在五十六市町村ございますが、このうち三分の二程度の市町村につきましては、辺地の指定基準を緩和いたしますことによりまして、辺地債を起すことができるように措置いたしたい、このように考えております。そして、さらに、また、適債事業の範囲につきましてもその範囲を拡大してまいりたい、このように考えております。

○森(美)政府委員 政府といたしましては、委員長御発言のとおり、本法第四条の「国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善」には、採択基準の緩和、国の負担の割合または補助率の引き上げ等を含むものと解釈してまいります。

○澁谷委員長 この際、本案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べ願ひたいと存じます。金丸国土庁長官。

○金丸国土大臣 本法律案の提出に当たり、議員各位の御努力に深く敬意を表するものであります。

政府といたしましては、山村の状況にかんがみ、本法律案についてはやむを得ないものと考えております。御可決されました際には、その御趣旨を体して適正な運用に努め、山村振興に一層の充実を期してまいるのであります。

○澁谷委員長 これにて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○澁谷委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

坂村吉正君外十二名提出の山村振興法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○澁谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○澁谷委員長 この際、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先日理事会におきまして御協議を願ひしたのであります。先刻の理事会におきまして協議が調い、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を作成した次第であります。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○澁谷委員長 その内容につきましては、便宜委員長から御説明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は昭和三十六年に制定され、その後昭和四十一年、昭和四十五年及び昭和

和四十七年の三回にわたる法改正が行われ、同法に基づく合併経営計画の提出期限についての延長措置が講じられてまいりました。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力により一応の成果をおさめてまいりましたのでありますが、いまだに五百戸未満という零細規模の組合が相当数存在しており、これら組合の中には、今後合併を行い、その組織、事業並びに経営体制の強化を図ろうと志向しているものが相当数あると見られるのであります。

このような実情にかんがみ、本年三月三十一日をもって期限切れとなる同法に基づく都道府県知事による合併に関する計画の認定制度の適用期間をさらに三年間延長し、合併計画の認定を受けて合併した農業協同組合に対しては、従前どおり、法人税、登録免許税等の減免措置の特例を与え、合併促進の一助にしようとするものであります。

以上であります。なお、詳細な内容につきましてはお手元の案文により御承知願ひたいと存じます。

本起草案について別に御発言もないようであり、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願ひたいと存じます。安倍農林大臣。

○安倍農林大臣 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきましては、政府としてはやむを得ないものと考えます。

○澁谷委員長 お諮りいたします。

お手元に配付いたしております農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。なお、ただいま決定いたしました本案の提出手

続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○滋谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明十四日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十九分散会

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を修正する。

第二条第三項の改正規定の前記の次に加える。

目次中「第六条」を「第七条」に改める。

第二条第三項の改正規定中「削る」を「削り」、「適合するものを用い」を「適合するものを用い」、「輸入食肉」とは、第四十条の二の規定により輸入された牛肉及び豚肉をいうに改めるに改め、同条同項の改正規定の次に次のように加える。

第三条第四項中「当該家畜を含む」については、これらの生産条件及び「を」(当該家畜を含む)以下次条において同じ。の安定基準価格については、これらの生産費を基準とし、「に改め、「旨とし」の下に、「指定食肉の安定上位価格については、その安定基準価格を基準とし、その需給事情その他の経済事情を考慮し」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、原料乳又は指定食肉の生産費に含まれる家族労賃は、都市勤労者の労賃と同一水準のものでなければならぬ。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、原料乳又は指定食肉の生産費が政令で定める割合を超えて変動した場合には、

原料乳又は指定食肉の安定基準価格の改定を行うものとする。

第三章中「第七条から第十一条まで」を「第八条から第十一条まで」に改める。

第二章中「第六条」の次に次の一条を加える。

(牛肉及び豚肉の輸入)

第七条 牛肉及び豚肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のもの)のその他政令で定めるものに限る。以下第四十条の二第一項において同じ。の輸入は、畜産振興事業団又は牛肉若しくは豚肉の輸入に付き第四十六条第一項の規定による畜産振興事業団の委託を受けた同項第一号に掲げる者でなければ、してはならない。ただし、牛肉又は豚肉の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「買入れ」の下に、「輸入」を加え、同項第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第四十条の改正規定を次のように改める。

第四十条中「こえて」を「超えて」に、「当該指定食肉を保管」を「当該指定食肉若しくは輸入食肉を保管」に、「当該指定食肉若しくは政令で定めるこれに代るべき他の食肉(牛肉を除く)」を「政令で定める当該指定食肉若しくは輸入食肉に代わるべき他の食肉」に改める。

第四十条の二を次のように改める。

(輸入)

第四十条の二 牛肉及び豚肉の輸入は、事業団が農林大臣の承認を受けて定める牛肉及び豚肉の輸入に関する計画(以下「牛肉等輸入計画」という)に基づいて、しななければならない。

2 牛肉等輸入計画は、輸入すべき牛肉及び豚肉の輸入数量、輸入の時期その他政令で定める事項について定めるものとする。

3 牛肉等輸入計画で定められる牛肉及び豚肉の輸入数量は、これらを輸入することにより国内の牛肉又は豚肉の時価に悪影響を及ぼすこととなるようなものであつてはならない。

4 農林大臣は、第一項の規定により、牛肉等輸入計画の承認をしようとするときは、あらかじめ畜産振興審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林大臣は、指定食肉の価格が安定基準価格を下回り若しくは下回るおそれがあり又は安定上位価格を超えて騰貴し若しくは騰貴するおそれがある場合において特に必要があると認めるときは、事業団に対し、その必要の限度において、牛肉等輸入計画の変更を命ずることができ

る。

6 農林大臣は、前項の規定により、牛肉等輸入計画の変更を命じようとするときは、あらかじめ畜産振興審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その変更が緊急に必要である場合は、この限りではない。

第四十一条の改正規定を次のように改める。

第四十一条中「こえて」を「超えて」に、「次条まで及び第四十四条」を「第四十二条の二まで、第四十四条及び第五十四条の二」に改める。

第四十二条の二の改正規定を次のように改める。

第四十二条の二 第一項中「輸入に係る牛肉を」を「輸入食肉を、農林大臣の承認を受けて」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第四十二条の三とする。

2 農林大臣は、指定食肉の価格が安定基準価格を下回り又は下回るおそれがある場合には、前項の規定による承認をしてはならない。

第四十二条を次のように改める。

及び当該輸入食肉の売渡時の第三条第二項に規定する中央卸売市場における指定食肉の売買価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

2 事業団は、前項の規定による売渡しをする場合には、その売渡しの相手方に対し、売渡しに係る指定食肉及び輸入食肉の販売価格の制限その他必要な条件を付けることができる。

第四十二条の二 事業団は、学校給食その他農林省令で定める特別の用に供するため、その保管する指定食肉及び輸入食肉を、政令で定めるところにより、当該指定食肉及び当該輸入食肉の買入価格よりも低い価格で、売り渡すことができる。

第四十三条の改正規定を次のように改める。

第四十三条各号列記以外の部分中「第四十一条若しくは前条第一項」を「前四条」に改め、同条第三号中「第四十一条又は前条第一項」を「前四条」に改め、同条第四号中「第四十一条又は前条第一項」を「前四条」に、「行なわれたを」を「行われた」に改める。

第四十四条の改正規定を次のように改める。

第四十四条中「輸入に係る牛肉を」を「輸入食肉」に改める。

第四十六条第一項第一号中「買入れ」の下に、「輸入」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第四十八条第一項、第五十三条第一項ただし書及び同条第三項中「輸入に係る牛肉」を「輸入食肉」に改める。

の全部又は一部に相当する額の交付金を交付することができる。

第五十四條の三第一項中「交付金にあつては第三十八條第一項第六号を」交付金のうち第三十八條第一項第六号の業務に係るものにあつては同号に改める。

第六十二條第一項中「輸入に係る牛肉を」輸入食肉に改める。

第六十三條第一号中「第四十二條各号」を「第四十二條の二」に改め、同条第三号中「第四十二條」を削る。

第六十五條の次に次の一条を加える。

第六十五條の二 第七條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十七條第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十七條の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十五條の二又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第六十八條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第四十條の二第五項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

附則第十條の改正規定を次のように改める。

附則第十條中「第四十二條の二第一項」を「第四十二條の三第一項」に改める。

附則第十一條中「輸入に係る牛肉を」輸入食肉に改める。

附則第五項中「第四十一條、第四十二條、第十三條、第四十四條」を「第四十一條第一項、第四十二條から第四十四條まで」に改めるを「第四十二條」を削るに改め、同項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律による改正後の畜産物の価格安定等に関する法律第七條の規定は、この法律の施行

の日前に結んだ牛肉又は豚肉の買入契約に係る牛肉又は豚肉の輸入については、適用しない。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約三十一億円が見込まれる。

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この法律は、山村における」を「この法律は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が」に、「整備等が」を「整備等について」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三条第三号中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四号中「雪害」の下に「林野火災」を加え、同条第五号中「整備」の下に「医療の確保、集落の整備」を加える。

第六条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第七条第一項中「意見をきいて」を「意見を聴いて」に改め、同条第二項中「農林大臣を通じて」を削り、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第八条第一項中、農林大臣を通じて」を削り、同条第二項中、山村振興対策審議会の意見をきくとともに」を削る。

第九条第一項中、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて」を削る。

第十一条を第十六條とし、第十条の次に次の五条を加える。

(基幹道路の整備)

第十一条 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(振興山村とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基

幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む)で政令で定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの(以下この条において「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項に規定する道路管理者をいう)に代わつてその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わつて行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下この条において「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第十二号)以下この条において「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合において、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下この条において「国の負担割合」という。)がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(住宅金融公庫からの資金の貸付け)

第十二條 住宅金融公庫は、山村振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつてつて振興山村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十三條 農林漁業金融公庫は、振興山村において農業(畜産業を含む)、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林省令で定める基準に適合する旨の都道府県知

事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(医療の確保)

第十四条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健婦の配置等の事業が実施されるよう努めなければならない。

(地域文化の保存)

第十五条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的遺産を保存するため、適切な措置が講ぜられるよう努めなければならない。

附則第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし第十條の次に五條を加える改正規定中第十一條に係る部分は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五百十六号)の二部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項中「公庫は、」の下に「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)に基づく山村振興計画又は」を、「のつとつて」の下に「振興山村の住民又は」を加え、「附随」を「付随」に、「すえおき期間」を「据置期間」に改める。

3 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「近代化」の下に「若しくは振興山村」を加える。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十八条―第十八条の三関係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十八条関係)」に改め、同表の第九号中「過疎地域対策緊急措置法」を「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十三条又は過疎地域対策緊急措置法」に改める。

理由

山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和六十年三月三十一日まで延長するとともに、振興山村における基幹道路の整備並びに住宅の建設及び農林漁業の振興を促進するために必要な資金の融通について特別の措置を講ずること等により山村振興対策の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四十二億円の見込である。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等をさらに三年間実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりの減免額は約三百十三万円である。